

たてやまっ子 元気プラン

-館山市こども計画-

第1期計画

令和7年3月

館山市

はじめに

近年、少子化が進行する中で、子育て支援対策はますます重要な課題となっており、令和5年4月に施行されたこども基本法により、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくことが求められています。

令和2年度を初年度とする第2期館山市子ども・子育て支援事業計画期間中においては、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化に伴い、保育、教育現場等あらゆる場面において、感染対策を講じた対応が求められ、イベント等の開催も制限されるなどの困難に直面しました。そのような中でも、令和2年に子育て世帯包括支援センター「たてっ子」を設置し、子育てに関する様々な相談に応じる等、妊娠期から切れ目のない支援を行っています。

公立幼稚園、こども園、保育園においては、感染症対策などの衛生環境の整備を行いながら、発達に課題のあるお子さんの支援のため、有資格者や看護師を増員する等、保育の質の向上に努めました。また、経済的支援としては、子ども医療費の助成について、高校3年生相当年齢まで実施をし、子どもの保健対策の充実と、保護者の経済的負担の軽減を図りました。その他にも、子どもたちが豊かに、未来に向けた大きな可能性をもった人材に育ってほしいとの願いから、様々な体験学習やイベントを企画してきました。

教育においては、「子供たちの“生きる力”の育成、安全・安心で豊かな教育環境を提供すること」を基本方針に掲げ、令和6年度に「館山市小中学校再編計画」を策定しました。本計画においても教育環境の整備や保育体制の整備について多数盛り込んでおり、今後5年間で本市の教育環境・保育環境は大きく変わっていくことになります。

また、令和7年度には母子保健と児童福祉の両分野を一体的に運営する「こども家庭センター」を設置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進と、子どもと子育て家庭の福祉に関する支援を切れ目なく、また漏れなく行い、子育てに困難を抱える家庭への更なる支援強化に努めます。

『子どもたちが夢を持って輝けるまち』、『だれもが住んでよかったと思えるまち』を目指し、本計画を通じ、地域ぐるみで、子どもたちの笑顔が輝く環境づくりを推進していきたいと考えていますので、市民の皆様にもご協力をお願いいたします。

おわりに、本計画の策定に当たり貴重なご意見、ご提案をいただきました「館山市子ども・子育て会議委員」の皆様をはじめ、住民アンケート調査やパブリックコメント等にご協力をいただきました多くの皆様に、心から御礼を申し上げます。

令和7年3月

館山市長 森 正一



目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 他計画との関係	3
4 計画の期間	4
5 制度改正等の内容	5
第2章 館山市の現状と課題	7
1 人口や世帯等の状況	7
2 就学前の保育・教育施設の状況	16
3 地域子ども・子育て支援事業等の状況	19
4 ニーズ調査結果からみた子育て環境について	25
5 こどもの生活・意識の状況（小5・中2の意見から）	30
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 計画の基本理念	35
2 こどもの人口の見通し	36
3 教育・保育提供区域の設定	37
4 施策の体系	38
第4章 分野別施策の展開	40
基本目標1 就学前の教育・保育の環境づくり	40
基本目標2 子育て家庭を支援する環境づくり	44
基本目標3 こどもが健康に育つための環境づくり	54
基本目標4 親と子が地域で成長する環境づくり	58
基本目標5 こどもが育つ安全安心の環境づくり	65
第5章 子ども・子育て支援サービスの見込み量及び確保策	69
1 幼児期の学校教育・保育の見込量及び確保策	70
2 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保策	73
第6章 計画の推進体制	85
1 計画の推進にあたっての役割分担と連携	85
2 計画の評価・改善・進行管理	85
資料編	86

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

国は、こどもや子育てを取り巻く社会状況の変化を受けて、2023（令和5）年4月にこども基本法を施行し、こども家庭庁を発足させ、そして同年12月に「こども大綱」と「こども未来戦略」を策定しました。

「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しており、それを「こどもまんなか社会」と表現しています。より具体的には、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」、としています。

また「こども大綱」の考え方に基づき、集中的に取り組む具体的な取組として「こども未来戦略」を策定し、（1）若い世代の所得を増やす、（2）社会全体の構造・意識を変える、（3）すべてのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する、という3つの基本目標を掲げ、児童手当の拡充、多子世帯の高等教育費の負担軽減、「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設などに取り組むとしています。

館山市においては、2012（平成24）年8月の「子ども・子育て関連3法」の成立をうけて、「たてやまっ子 元気プラン（館山市子ども・子育て支援事業計画）（以降「第1期計画」という。）」を2014（平成26）年度に策定しました。この計画は、2015（平成27）年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」に対応した計画であるとともに、これまで市が実施してきた、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画も包含した計画となっていました。また、その後継計画として、2019（令和元）年度に「たてやまっ子 元気プラン（館山市子ども・子育て支援事業計画－第2期計画－）（以降「第2期計画」という。）」を策定しました。第2期計画では、幼児教育・保育の無償化等の円滑な実施、教育・保育事業の質的向上、地域のこども・子育て支援の充実などに取り組んできました。

このように、国の「こども大綱」が策定され、そして「こども基本法」において市町村版の「こども計画」の策定が求められていること、また、館山市では、2024（令和6）年度で「第2期計画」が終了し、「館山市子ども・子育て支援事業計画－第3期計画－」の策定が求められていることから、「子ども・子育て支援事業計画」と「こども計画」を一体として、「館山市こども計画」を策定します。

「こども」表記について

国が用いる「こども」の表記については、「子供」「子ども」「こども」が混在していますが、本計画では以下の基準で使い分けをすることとします。

- (1) 特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用います。
- (2) 特別な場合とは、①法令に根拠がある語を用いる場合、②固有名詞を用いる場合（既存の事業名や組織名等）とします。

2 計画の位置づけ

こども基本法第10条（都道府県こども計画等）において、市町村は「こども大綱」と「都道府県版こども計画」を勘案して「市町村こども計画」の策定に努めることが求められており、本計画はこの市町村こども計画として策定します。

また、「市町村こども計画」は、既存の各種法令に基づく以下の計画と一体のものとして策定することができるとされています。

- ・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画及び市町村子ども・若者計画
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画及び市町村計画
- ・その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの

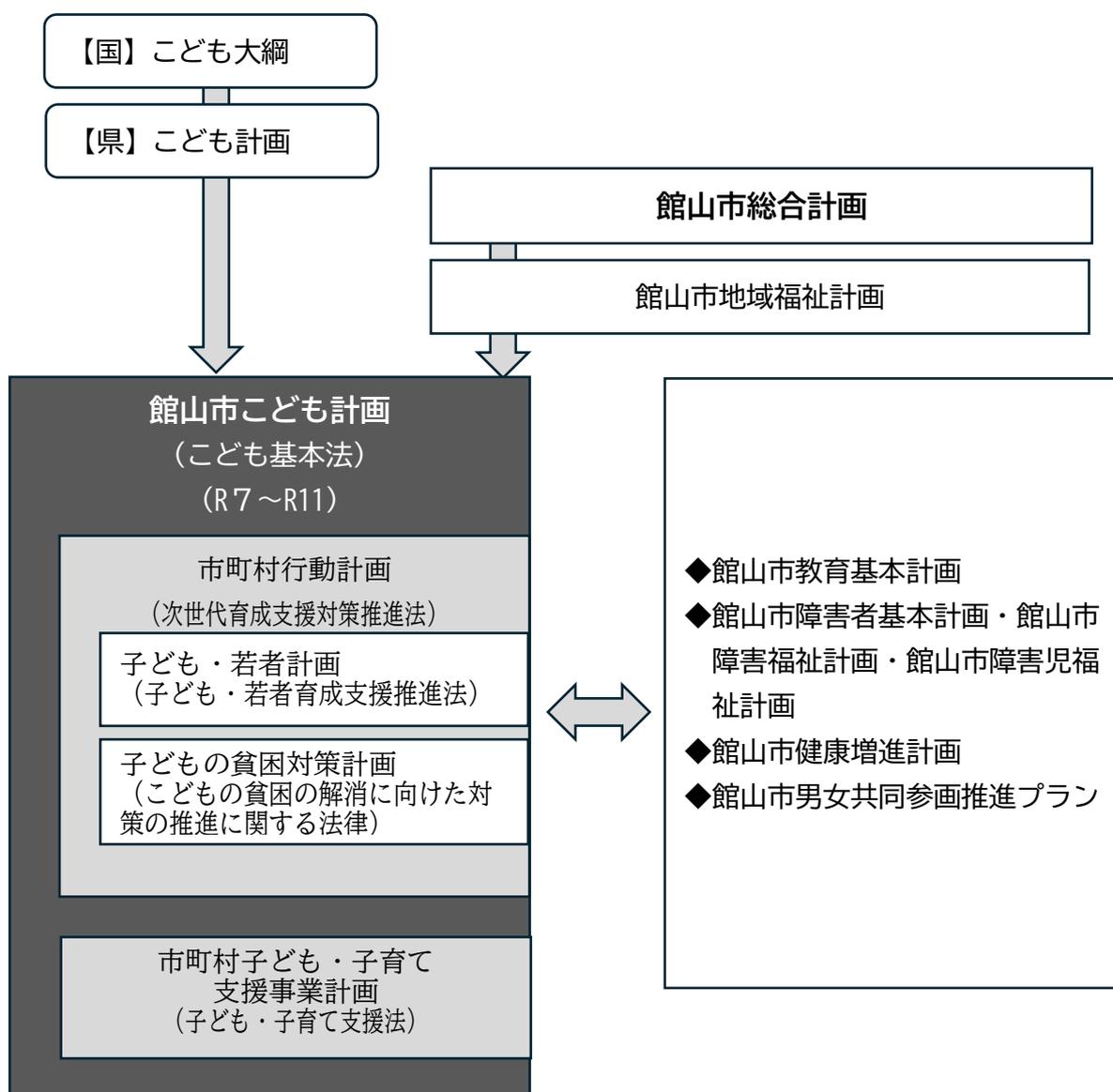
以上を踏まえて、本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条に基づく「こどもの貧困対策計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「子ども・若者計画」と一体的に策定します。

3 他計画との関係

本計画を策定するにあたっては、上位計画である「館山市総合計画」及び福祉計画の上位計画である「館山市地域福祉計画」のもと、関連する「館山市教育基本計画」、「館山市障害者計画・館山市障害福祉計画・館山市障害児福祉計画」、「館山市健康増進計画」、「館山市男女共同参画推進プラン」との整合性を図りました。

また、国の「こども大綱」及び「千葉県こども計画（仮称）」を勘案した計画としています。

■計画の位置づけと他計画との関係



4 計画の期間

本計画の計画期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とし、2024（令和6）年度に策定しました。

2020 （令和2） 年度	2021 （令和3） 年度	2022 （令和4） 年度	2023 （令和5） 年度	2024 （令和6） 年度	2025 （令和7） 年度	2026 （令和8） 年度	2027 （令和9） 年度	2028 （令和10） 年度	2029 （令和11） 年度
館山市子ども・子育て 支援事業計画－第2期計画－					第1期館山市こども計画 （館山市子ども・子育て 支援事業計画－第3期計画－）				
		中間見直し		次期計画の策定			中間見直し		次期計画の策定



5 制度改正等の内容

(1) こども基本法の施行とこども大綱の策定

①こども基本法

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、2022（令和4）年6月に成立し、2023（令和5）年4月に施行されました。

日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

②こども家庭庁の発足

こども家庭庁は、こども基本法の施行とともに2023（令和5）年4月に発足しました。こども家庭庁は、「こどもまんなか社会」を実現するために、こどもの視点に立って意見を聞き、こどもにとっての一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るこども政策について取り組みます。

③こども大綱

こども大綱は、2023（令和5）年12月に閣議決定されました。こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めています。こども施策に関する基本的な方針は以下の6つが掲げられています。

- 1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- 2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- 3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- 4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- 5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- 6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

④市町村こども計画

2023（令和5）年に施行された「こども基本法」に基づき、国のこども大綱、県のこども計画を勘案した「市町村こども計画」の策定が努力義務となりました。

市町村こども計画は、こども大綱と都道府県こども計画を勘案して策定することが求められています。また、既存の各種法令に基づく計画と一体のものとして策定することができるとされています。具体的には、「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」、「こどもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」などと一体的に策定することができるとされています。

（2）子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

2022（令和4）年に、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。この改正は、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことが目的となっています。この改正により、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成、市区町村における子育て家庭への支援の充実等が定められました。具体的には以下のような取組が追加されています。

この児童福祉法の改正等を踏まえ、関係する子ども・子育て支援法に基づく基本指針の規定を改正するとともに、その他所要の規定の整備を行います。改正の概要は以下のとおりです。

- ①家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）の新設・拡充及びの利用勧奨・措置に関する事項の追加
- ②こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加（都道府県における基本的記載事項）
- ③こどもの権利擁護に関する事項の追加
- ④その他所要の改正

第2章 館山市の現状と課題

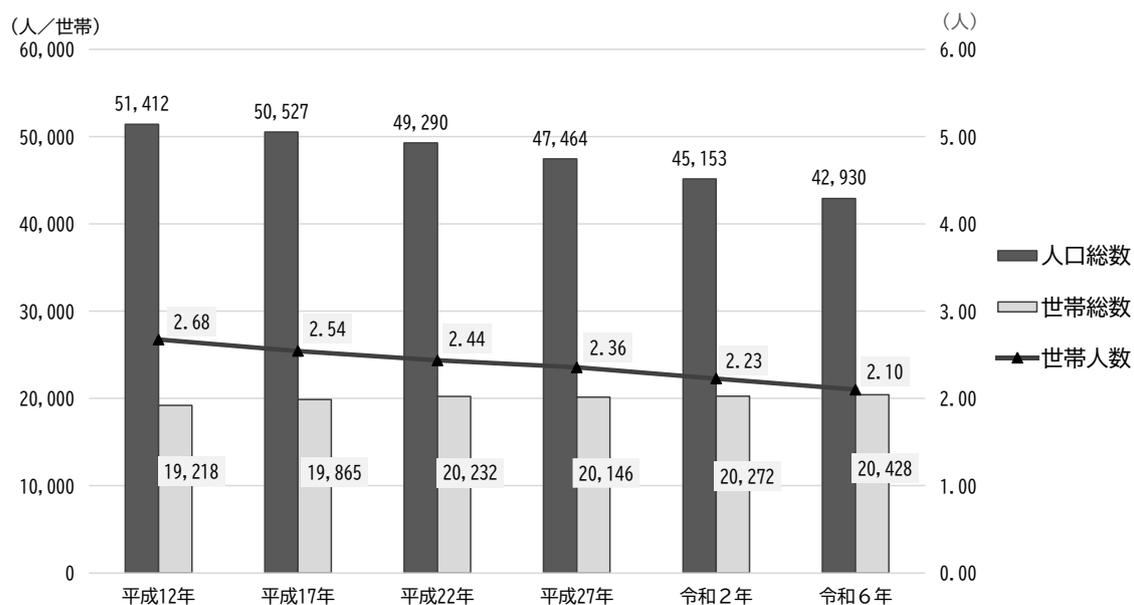
1 人口や世帯等の状況

(1) 総人口と総世帯の状況

令和6年10月1日現在、本市の人口は42,930人、総世帯数は20,428世帯となっています。

本市の人口・総世帯数の推移をみると、総人口は年々減少する一方で、総世帯数は増加傾向となっています。そのため、一世帯当たりの少人数化が進んでおり、平成12年には2.68人だったものが、令和6年には2.10人までに減少しています。

【総人口と総世帯数の推移】

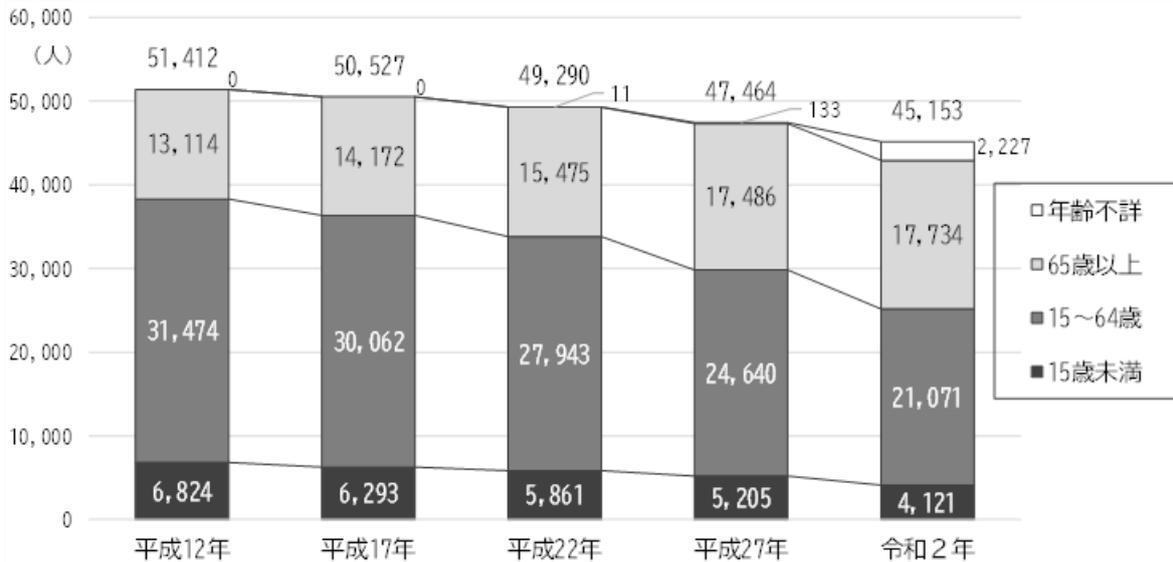


資料：令和2年まで国勢調査（各年10月1日）、令和6年は住民基本台帳人口（10月1日）

(2) 年齢3区分人口の推移

令和2年の国勢調査によると、本市の年齢3区分別人口は、15歳未満の人口は4,121人、人口比率は9.1%である一方、65歳以上の人口は17,734人、人口比率は39.3%となっています。65歳以上の人口は増加する一方で、15歳未満人口、15～64歳人口は減少し、少子・高齢化が進んでいます。

【年齢3区分人口構成の推移】



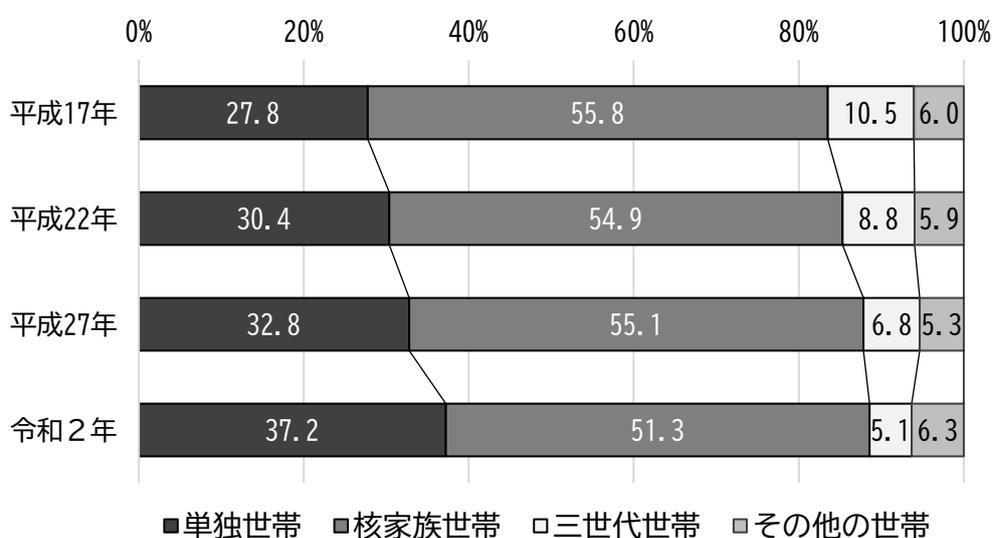
区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	52,880	51,412	50,527	49,290	47,464	45,153
15歳未満	7,772	6,824	6,293	5,861	5,205	4,121
割合	14.7%	13.3%	12.5%	11.9%	11.0%	9.1%
15～64歳	33,331	31,474	30,062	27,943	24,640	21,071
割合	63.0%	61.2%	59.5%	56.7%	51.9%	46.7%
65歳以上	11,760	13,114	14,172	15,475	17,486	17,734
割合	22.2%	25.5%	28.0%	31.4%	36.8%	39.3%
年齢不詳	17	0	0	11	133	2,227
割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	4.9%

資料：国勢調査（各年10月1日）

(3) 世帯類型等の推移

令和2年の国勢調査によると、本市における一般世帯数は、核家族世帯が10,356世帯で、うち夫婦と未婚の子のみの世帯は3,648世帯、三世代世帯が1,029世帯、単独世帯が7,513世帯となっています。構成割合をみると、単独世帯が増加傾向であり、核家族世帯がほぼ横ばいとなっています。その一方で、三世代世帯については、平成17年の2分の1程度まで低下しています。

【世帯類型の推移】



(世帯)

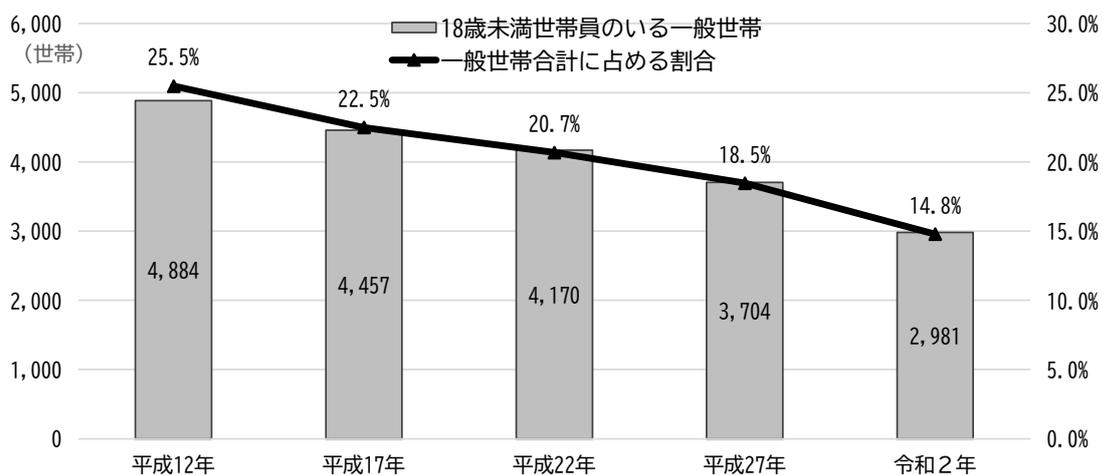
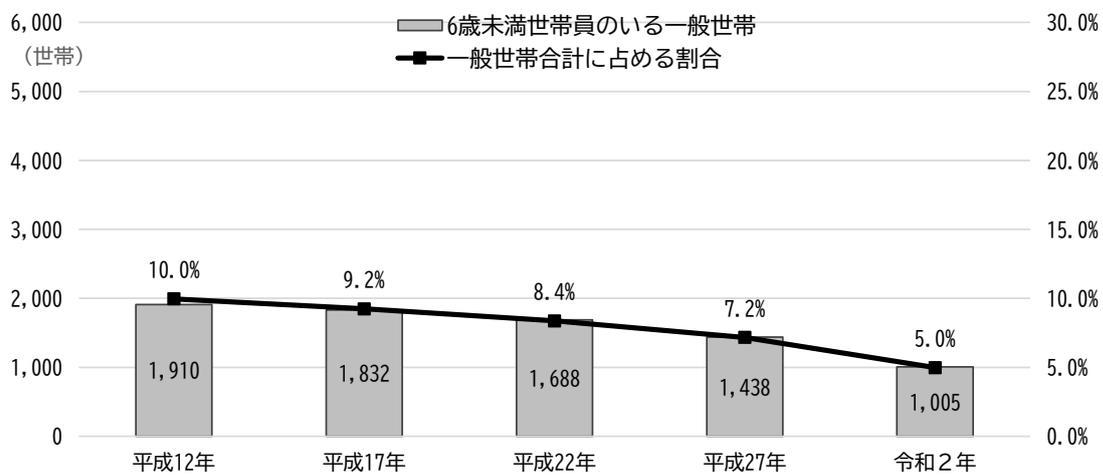
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
単独世帯	5,502	6,123	6,580	7,513
核家族世帯	11,052	11,079	11,050	10,356
夫婦のみの世帯	4,863	4,961	4,984	4,828
夫婦と未婚の子のみの世帯	4,381	4,206	4,129	3,648
ひとり親と未婚の子のみの世帯	1,808	1,912	1,937	1,880
三世代世帯	2,076	1,766	1,364	1,029
その他の世帯	1,193	1,199	1,070	1,274
合計(一般世帯数)	19,823	20,167	20,064	20,172

資料：国勢調査（各年10月1日）

令和2年の国勢調査によると、本市における6歳未満児童のいる世帯数は1,005世帯で一般世帯に占める割合は5.0%、18歳未満児童のいる世帯は2,981世帯で14.8%となっています。

本市の児童のいる世帯数は減少が続いており、一般世帯に占める割合も低下が続いています。平成12年と比較すると、6歳未満については約5割、18歳未満については約6割となっています。

【児童のいる世帯数・一般世帯に占める割合の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日）

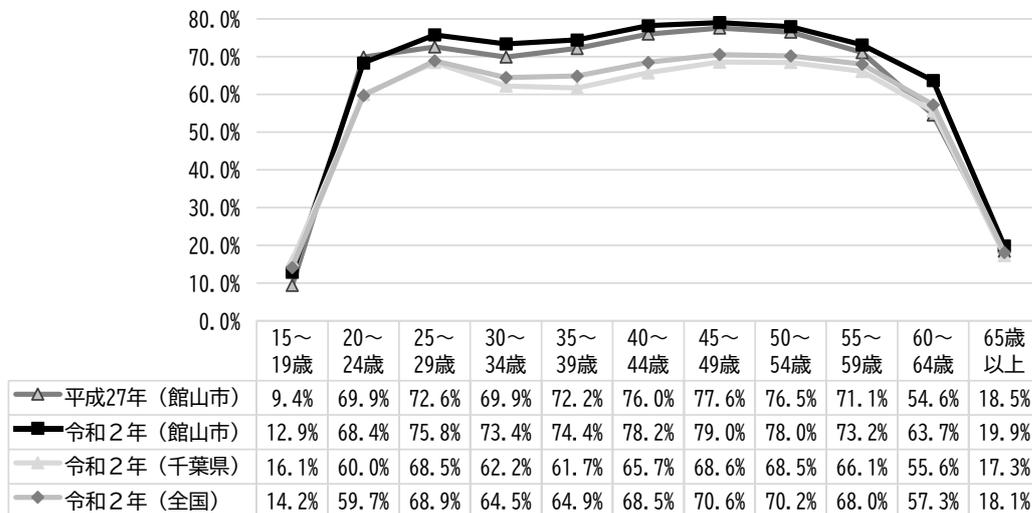
(4) 女性の就業状況

年齢別にみた女性の就業率について、かつては出産・育児期にあたる20代後半から30代にかけて低くなる、いわゆるM字カーブを描く傾向がみられました。

国勢調査によると、本市における令和2年の女性の就業率は、ほぼM字の底は解消されており、出産・育児期でも就業を続ける人が増えていることが考えられます。

さらに、令和2年について、本市の女性の就業率（15～19歳除き）は千葉県や全国の平均を上回っており、就業している女性の割合が高い状況であるといえます。

【女性の就業者数・就業率の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日）

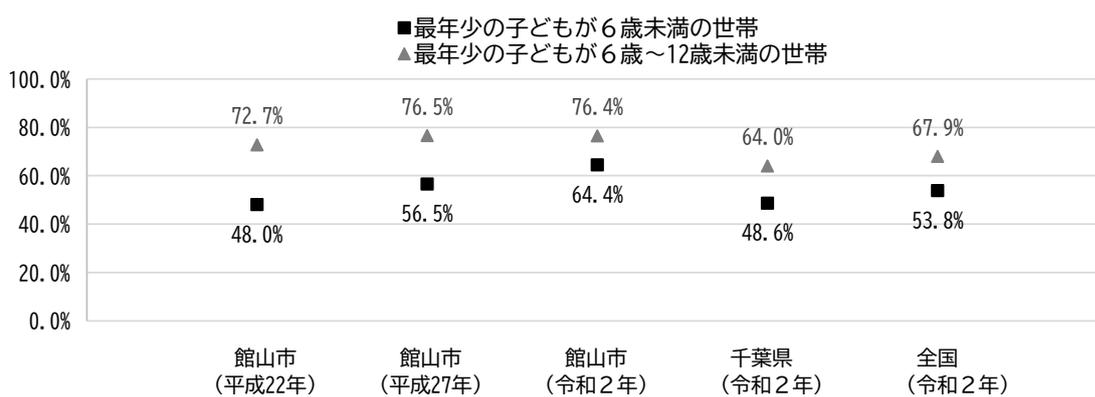
(5) 共働き世帯の状況

令和2年の国勢調査によると、本市のこどものいる世帯における共働き世帯（夫・妻ともに就業者である世帯）の割合は、最年少のこどもが0～5歳児の世帯で64.4%、6～12歳未満の世帯で76.4%となっています。

共働き世帯の割合は年々高まってきており、平成22年と比較すると最年少のこどもが0～5歳児の世帯で16.4ポイント増、6～12歳未満の世帯で3.7ポイント増となっています。

また、令和2年について、本市の6歳未満の共働き世帯と6～12歳未満の共働き世帯の割合は、それぞれ千葉県や全国の平均を上回っており、共働き世帯の割合が高い状況であるといえます。

【こどもがいる世帯の共働き率の推移】



(世帯)

最年少のこどもの年齢	平成22年		平成27年		令和2年	
	共働き世帯数	共働き世帯割合	共働き世帯数	共働き世帯割合	共働き世帯数	共働き世帯割合
0～5歳	709	48.0%	702	56.5%	566	64.4%
6～12歳未満	694	72.7%	656	76.5%	269	76.4%

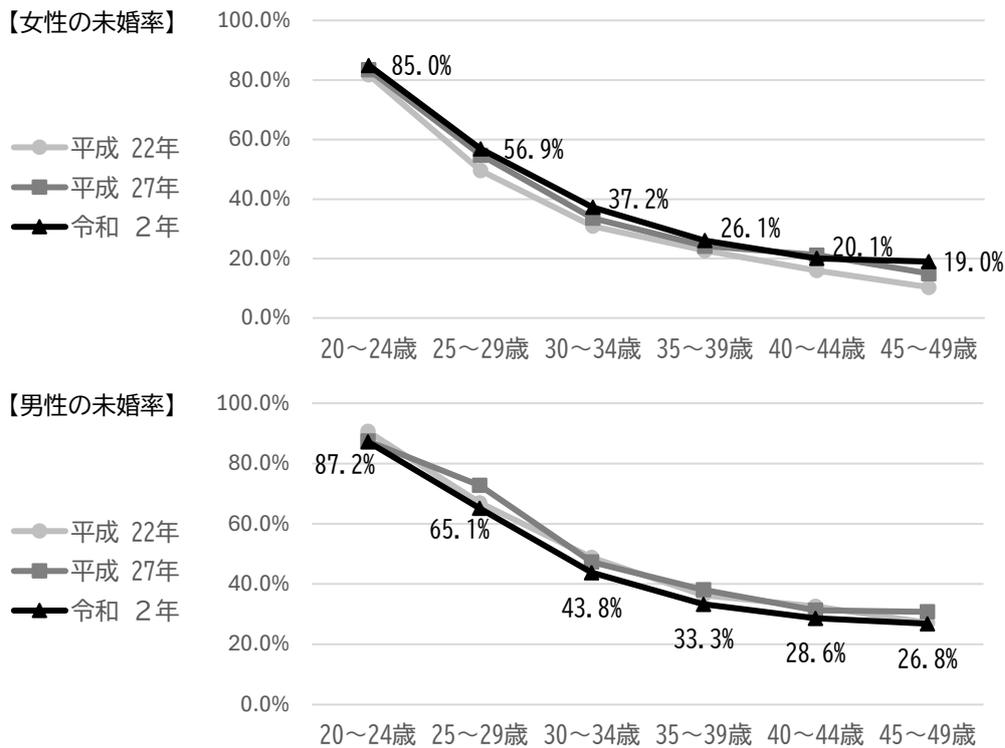
資料：国勢調査（各年10月1日）

(6) 配偶関係の状況

国勢調査によると、本市の令和2年の20～40歳代の未婚率（離婚した人は含まない）をみると、45～49歳の層で、男性の26.8%、女性の19.0%が未婚となっています。

また、平成22年と比較すると、女性については、20～40歳代の未婚率はいずれの年齢層でも高まっており、特に45～49歳代で2倍近くの値となっています。千葉県・全国値と同様に、晩婚化・非婚化の傾向がうかがわれます。

【未婚者数・未婚率の推移】



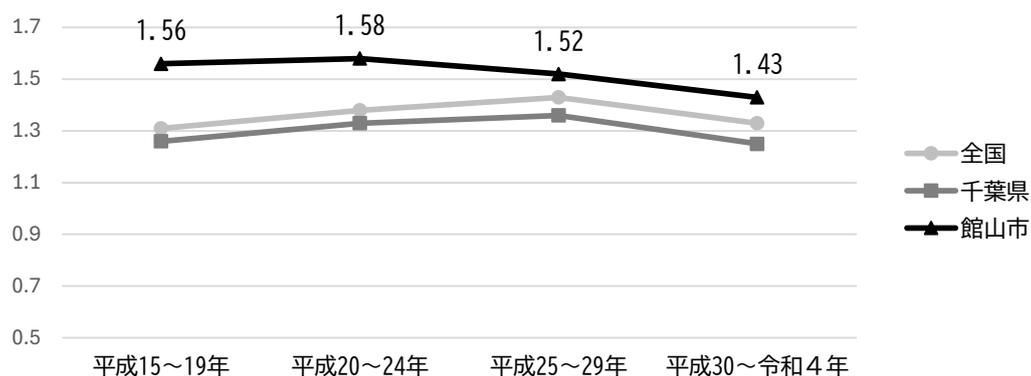
資料：国勢調査（各年10月1日） ※未婚率 人口総数に対する未婚者（離婚した人は含まない）の割合

(7) 合計特殊出生率の推移

本市の平成30年から令和4年の合計特殊出生率は1.43で、平成24年以降、減少傾向となっています。

一方、県平均や全国平均よりは高い水準で推移しています。

【合計特殊出生率の推移】



資料：人口動態保健所・市区町村別統計

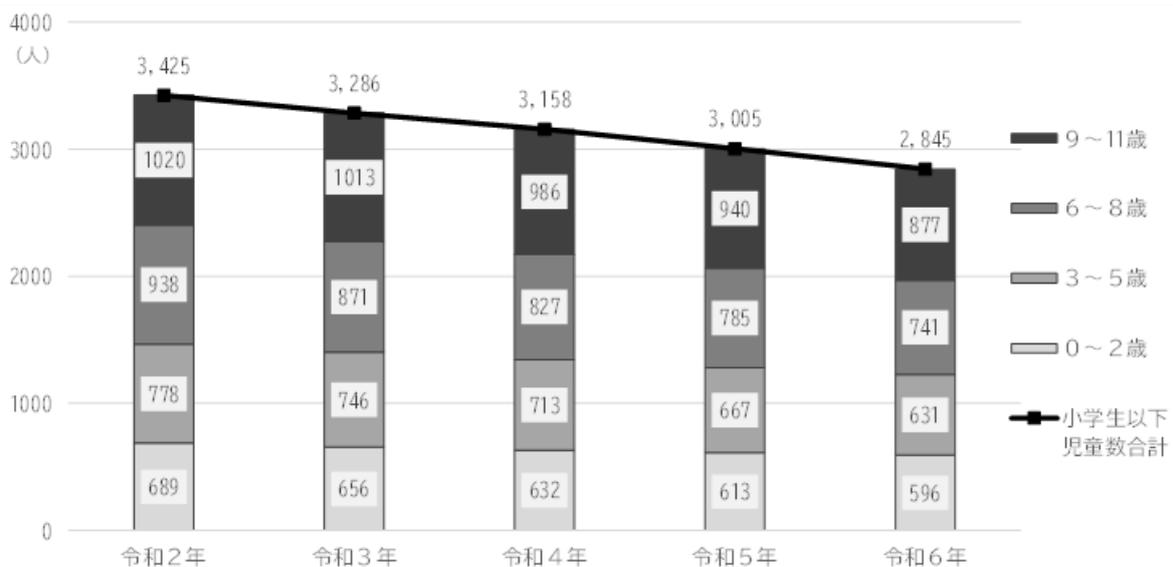


(8) 児童数の状況

小学6年生以下（0～11歳）の児童数は、令和6年4月1日現在2,845人です。このうち、就学前児童数は1,227人、小学生児童数は1,618人となっています。小学6年生以下の児童数は、令和2年から令和6年にかけて580人減少しています。

【小学生以下の児童数の推移】

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
就学前児童数	1,467	1,402	1,345	1,280	1,227
0歳児	209	216	207	191	195
1歳児	238	212	220	206	195
2歳児	242	228	205	216	206
0～2歳合計	689	656	632	613	596
3歳児	237	240	236	198	204
4歳児	271	238	237	234	196
5歳児	270	268	240	235	231
3～5歳合計	778	746	713	667	631
小学生児童数	1,958	1,884	1,813	1,725	1,618
6歳児	286	273	275	239	229
7歳児	325	276	274	274	242
8歳児	327	322	278	272	270
6～8歳合計	938	871	827	785	741
9歳児	332	328	319	281	276
10歳児	356	330	338	322	285
11歳児	332	355	329	337	316
9～11歳合計	1,020	1,013	986	940	877
小学生以下児童数の合計	3,425	3,286	3,158	3,005	2,845



2 就学前の保育・教育施設の状況

(1) 保育園の状況

本市には、認可保育園については公立3園、私立4園と、認定こども園については、公立3園が、いずれも生後57日目から就学前までのこどもの受け入れをしていますが、中央保育園のみ、4歳までの受け入れとなっています。また、館山白百合幼稚園が、令和6年度から幼稚園型認定こども園「館山白百合こども園」として、1歳児から就学前までのこどもの受け入れを開始しました。

保育標準時間である11時間を超えた延長保育については、聖アンデレ保育園で19時まで、館山教会附属保育園で19時半まで実施していますが、それ以外の保育園では、18時又は18時半までの預かりとなっています。

【公立保育園・こども園】

名称	定員(人)	所在地	設置年月	保育時間 ()内は土曜日		
				保育短時間	保育標準時間	延長保育
純真保育園	60	那古	昭和26年9月	8時～16時 (7時半～12時半)	7時半～18時半 (7時半～12時半)	-
中央保育園	100	北条	昭和50年4月	8時～16時 (7時半～12時半)	7時半～18時半 (7時半～12時半)	-
館野保育園	60	山本	昭和29年4月	8時～16時 (7時半～12時半)	7時～18時 (7時半～12時半)	-
船形こども園	90	船形	平成25年4月	8時～16時 (7時半～12時半)	7時～18時 (7時半～12時半)	-
房南こども園	70	犬石	平成21年4月	8時～16時 (7時半～12時半)	7時～18時 (7時半～12時半)	-
九重こども園	70	安東	平成25年4月	8時～16時 (7時半～12時半)	7時～18時 (7時半～12時半)	-

※令和6年4月1日現在。受け入れ年齢は生後57日目から就学前まで。中央保育園のみ4歳まで。

【私立保育園・こども園】

名称	定員(人)	所在地	設置年月	保育時間 ※ ()内は土曜日		
				保育短時間	保育標準時間	延長保育
聖アンデレ保育園	60	北条	昭和29年4月	7時半～15時半 (7時半～15時半)	7時半～18時半 (7時半～18時半)	18時半～19時
子育て保育園	20	洲崎	昭和24年5月	8時～16時 (8時～16時)	7時半～18時半 (7時半～18時半)	-
館山教会附属保育園	60	長須賀	昭和25年6月	8時～16時 (8時～16時)	7時半～18時半 (7時半～18時半)	18時半～19時半 (18時半～19時半)
館山ユネスコ保育園	75	沼	昭和27年6月	8時～16時 (7時半～12時半)	7時～18時 (7時半～12時半)	-
館山白百合こども園	50	船形	令和6年4月	8時～16時 (8時～12時半)	7時半～18時半 (7時半～12時半)	

※令和6年4月1日現在。受け入れ年齢は生後57日目から就学前まで。館山白百合こども園は1歳児から。

保育園、こども園（長時間児）の入園者数については、令和2年度以降、604～537人
の間で推移しています。

また、対市内人口に対する4月1日の入園率の推移をみると、年度によって差は
ありますが、0歳児は1～2割弱、1、2歳児は4割強、3～5歳児は4～5割強の子
どもが保育の必要性の認定を受け、保育園又はこども園に入園している状態で、1～5
歳児の対象年齢人口に対する利用率が増加しています。

また、年度途中の0歳児の入所者数は、令和3年度以降40人前後で推移していますが、
年度途中の0歳児の入所は難しい状況となっています。

延長保育については、利用者が25～15人と減少しています。

【保育園・こども園長時間児 入園者数の推移】

人数		定員	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実績数		715	604	601	570	537	564
	2号認定こども（3～5歳、保育園等利用希望者）	435	373	365	349	339	355
	3号認定こども（0歳）	64	28	25	26	16	29
	3号認定こども（1、2歳）	216	203	211	198	182	180
対象年齢人口比							
	2号認定こども（3～5歳、保育園等利用希望者）		47.9%	48.9%	48.5%	50.8%	56.3%
	3号認定こども（0歳）		13.4%	11.6%	12.6%	8.4%	14.9%
	3号認定こども（1、2歳）		42.3%	48.0%	46.6%	43.1%	44.9%

資料：こども課（新子育て安心プラン実施計画実績等）

【年度途中の0歳児入園者数の推移】

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人数	30	43	38	40

資料：こども課（各年4月2日～3月末までに入所）

(2) 幼稚園

本市には、公立の幼稚園が6園（うち2園は休園）、こども園が3園、さらに幼稚園型の私立こども園が1園あります。

【公立幼稚園】

名称	定員(人)	所在地	設置年月	保育時間 ※ ()内は長期休業中	
				保育時間	有料預かり保育
船形こども園	50	船形	平成 25 年 4 月	9時～14時 ※15時まで無料延長保育	7時半～9時/15時～18時 (8時半～16時半)
那古幼稚園	30	那古	昭和 29 年 4 月		7時半～9時/15時～18時 (8時半～16時半)
北条幼稚園	180	北条	昭和 2 年 6 月		7時半～9時/15時～18時 (8時半～16時半)
館山幼稚園	120	沼	昭和 5 年 4 月		-
西岬幼稚園 (休園)	20	加賀名	昭和 41 年 5 月		-
房南こども園	30	犬石	平成 21 年 4 月		7時半～9時/15時～18時 (8時半～16時半)
豊房幼稚園	20	大戸	昭和 47 年 9 月		-
館野幼稚園 (休園)	30	山本	昭和 46 年 4 月		-
九重こども園	20	安東	平成 25 年 4 月		7時半～9時/15時～18時 (8時半～16時半)

【私立こども園】

名称	定員(人)	所在地	設置年月	保育時間 ※ ()内は長期休業中	
				保育時間	延長保育
館山白百合こども園	60	船形	令和 6 年 4 月	9時～14時	7時半～8時半/15時～18時

幼稚園、こども園（短時間児）の入園者数については、令和2年度以降、301人～201人と減少しています。また、対象年齢人口に対する入園率でも、38.7%～31.9%で減少しています。

【公立幼稚園（こども園短時間児含む）入園者数の推移】

人数		定員	令和	令和	令和	令和	令和
			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実績数		560	301	286	261	242	201
	1号認定こども（3歳以上保育の必要性なし）	-	301	286	261	242	201
	2号認定こども（3歳以上幼稚園の利用希望が強い）	-	0	0	0	0	0
対象年齢人口比			38.7%	38.3%	36.6%	36.3%	31.9%
	1号認定こども（3歳以上保育の必要性なし）		0	0	0	0	0
	2号認定こども（3歳以上幼稚園の利用希望が強い）						

(3) その他施設

企業主導型保育施設 1 か所を含め、市内に 7 か所の認可外保育施設があります。

3 地域子ども・子育て支援事業等の状況

本市における地域子ども・子育て支援事業の実施状況は下記のとおりです。

No.	国指定の13事業	実施状況	
1	利用者支援事業	実施	
2	地域子育て支援拠点事業	実施	
3	妊婦健康診査	実施	
4	乳児家庭全戸訪問事業	実施	
5	養育支援訪問事業	未実施	
6	子育て短期支援事業	未実施	
7	ファミリー・サポート・センター事業	実施	
8	一時預かり事業	幼稚園型	実施
		幼稚園型以外	実施
9	延長保育事業	実施	
10	病児・病後児保育事業	実施	
11	放課後児童健全育成事業	実施	
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	実施	
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	実施	

(1) 利用者支援事業

本市では、平成27年度から子育てコンシェルジュを1名配置、令和2年度からはさらに1名増員し、こども課窓口や元気な広場で、相談や情報提供、助言等を行っています。また、子育て世代包括支援センターでは保健師が相談に応じています。

(2) 地域子育て支援拠点事業

館山市元気な広場が、乳幼児と保護者の活動場所として定着しています。また、地区公民館や図書館などで出張子育てひろばを開催しています。

来場者数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け減少していましたが、令和5年度以降は安定した利用者数となっています。

【元気な広場 利用者実績値の推移】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ人数	7,953	11,779	17,026	21,762
実施箇所数 ※[]内は、出張子育てひろば	1[3]	1[3]	1[3]	1[3]

(3) 妊婦健康診査

14回分（多胎児の場合は16回）の健診費用の助成を行い、医療機関に委託し実施しています。また、母子健康手帳交付時に健診の受診を促しています。

【妊婦健康診査 実績値の推移】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ件数	2,901	2,554	2,513	2,275
実施機関	千葉県内外医療機関（医療機関委託）			

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

保健師の全数訪問を目指し、実施しています。訪問率は99%以上となっています。また、未訪問ケースも乳児健診などで面接するよう努めています。

【こんにちは赤ちゃん事業 実績値の推移】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ人数	232	226	214	223

(5) ファミリー・サポート・センター事業

「元気な広場」内で実施しています。登録人数については年々増加していますが、おねがい会員の登録人数が増えていることによるもので、まかせて会員は52人～53人、両方会員は30人前後で推移しています。

活動件数については減少傾向にあります。活動内容としては、ほとんどが外出の際の子どもの預かりの利用となっております。

【ファミリー・サポート・センター事業 実績値の推移】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録人数	まかせて会員	52	52	53	53
	おねがい会員	424	433	455	483
	両方会員	30	29	30	30
	計	506	514	538	566
年間延べ活動件数		75	71	96	45
実施場所		館山市元気な広場			

【ファミリー・サポート・センター事業 取組内容別 実績値の推移】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①保育施設の保育開始時や保育終了後のこどもの預かり	0	12	0	0
②保育施設までの送迎	0	0	0	0
③放課後児童クラブ終了後のこどもの預かり	0	0	0	0
④学校の放課後のこどもの預かり	0	0	0	0
⑤冠婚葬祭や他のこどもの学校行事の際のこどもの預かり	7	3	3	5
⑥買い物等外出の際のこどもの預かり	45	43	52	35
⑦その他(母親仕事時の預かりなど)	23	13	41	5
合計活動件数	75	71	96	45

(6) 一時預かり事業

公立幼稚園2園と、こども園3園、私立幼稚園1園で在園児を対象とした一時預かりを実施しています。

【在園児を対象とした一時預かりの推移】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数		17,828	18,004	15,704	17,739
実施場所	箇所数	5	5	6	6
	実施場所	(公立)幼稚園1園、こども園3園 (私立)幼稚園1園		(公立)幼稚園2園、こども園3園 (私立)幼稚園1園	

(7) 延長保育事業

私立保育園2園で、保育標準時間である11時間を超える延長保育を実施しています。

【延長保育事業 実績値の推移】

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人数	25	24	19	15
実施箇所数	私立2園	私立2園	私立2園	私立2園

(8) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、亀田ファミリークリニック館山内で、月曜日～土曜日8時～17時、定員1日最大6名で実施しています。利用者数については、令和2年度以降新型コロナウイルス感染症の影響により減少していましたが、令和5年度は令和元年度以前よりも多い利用がありました。

【病児・病後児保育事業 実績値の推移】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ人数		252	211	192	500
実施場所	箇所数	1	1	1	1
	実施場所	亀田ファミリークリニック館山			

(9) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

本市では、公設7か所、民設1か所の学童クラブがあります。

	クラブ名	所在地	開設日	開設時間
公設	船形学童クラブ	船形小学校内	月～金 第4土曜日	【平日】 放課後～18時 (延長：18時～18時半) 【休日】 8時～18時 (延長：7時半～8時) (延長：18時～18時半)
公設	那古学童クラブ	那古小学校内		
公設	北条学童クラブ	北条小学校内		
公設	館山学童クラブ	館山小学校内		
公設	豊房学童クラブ	豊房小学校敷地内		
公設	館野学童クラブ	館野小学校内		
公設	九重学童クラブ	九重地区公民館内		
民設	神戸学童クラブ	房南学園内	月～金	放課後～18時

学童クラブの利用者数については、平成 27 年度に公設化して以降、市全体で増加傾向となっており、対小学校在籍児童数に対する利用率についても年々高まっています。

学年別の利用率について令和 2 年度と令和 6 年度を比較してみると、1、2 年生については 4 割弱だったものが約 5 割に、3 年生については 3 割だったものが 4 割弱に増加しています。4 年生については 2 割だったものが 1 割強に減っています。5、6 年生については、年度によって差はありますが、1 割未満で推移しています。

【学童クラブ別 利用児童数の推移】

クラブ名	定員	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
船形学童クラブ	30	31	32	32	32	31
那古学童クラブ	55	55	58	55	55	58
北条学童クラブ	130	136	138	140	140	136
館山学童クラブ	70	65	64	65	65	75
豊房学童クラブ	30	22	21	20	17	21
館野学童クラブ	35	36	34	34	37	37
九重学童クラブ	20	16	14	19	20	18
神戸学童クラブ	40	58	39	42	39	36
利用児童数計	410	419	400	407	405	412

※各年 5 月 1 日現在（こども課調べ）

【学年別 利用児童数・利用率の推移】

学年	利用児童数					利用率				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1 年生	103	124	125	115	125	37.1%	46.1%	46.5%	48.3%	54.1%
2 年生	122	92	122	119	117	38.5%	34.3%	45.5%	44.6%	49.6%
3 年生	97	109	75	110	101	30.3%	34.6%	27.0%	40.7%	37.8%
4 年生	66	55	68	39	43	20.2%	16.9%	21.6%	13.9%	15.9%
5 年生	25	11	14	14	18	7.2%	3.4%	4.3%	4.4%	6.4%
6 年生	6	9	3	8	8	1.9%	2.6%	0.9%	2.5%	2.6%
低学年計	322	325	322	344	343	35.2%	38.1%	39.5%	44.4%	46.7%
高学年計	97	75	85	61	69	9.7%	7.5%	8.7%	6.6%	8.0%
利用児童数計	419	400	407	405	412	21.9%	21.5%	22.8%	23.9%	25.8%

※各年 5 月 1 日現在（こども課調べ）

(10) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度に未移行の幼稚園に在園する低所得世帯を対象に副食費の一部を補助しています。

(11) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

野外保育を実施する「森のようちえんはっぴー」の利用者を対象に、保育料の一部を補助しています。

(12) その他支援

市内の障害児への支援として、マザーズホームと、障害児通所支援事業所や障害児相談支援事業所があります。特別支援学校は、千葉県立安房特別支援学校と千葉県立安房特別支援学校館山聾分校が市内に所在しています。また、中核地域生活支援センターひだまりで、相談業務などの支援を行っています。



4 ニーズ調査結果からみた子育て環境について

本計画の策定にあたって、教育・保育サービスの利用意向や子育て支援に関する施策ニーズなどを把握するために、市内の小学校6年生以下のこどもがいる全世帯（未就学児保護者用、小学生保護者用いずれかを回答いただく形式で実施）を対象としたニーズ調査を実施しました。配布・回収の詳細は下表のとおりです。

【未就学児保護者アンケート】

■調査対象：市内在住の就学前児童のいる保護者 1,029 世帯

■調査期間：令和6年2月22日～3月4日

■調査方法：郵送配布、郵送回収又はインターネットサイトでの回収

配布数	有効回収数	有効回収率
1,029 票	718 票	69.8%

※インターネットからの回答については、回答が完了しておらず、回答率が30%を下回るものについては無効票扱いとした。

【小学生保護者アンケート】

■調査対象：市内在住の小学生児童のいる保護者 951 世帯

■調査期間：令和6年2月22日～3月4日

■調査方法：郵送配布、郵送回収又はインターネットサイトでの回収

配布数	有効回収数	有効回収率
951 票	705 票	74.1%

※インターネットからの回答については、回答が完了しておらず、回答率が30%を下回るものについては無効票扱いとした。

(1) 保護者の就労状況

○産休・育休・介護休業中の方も含むと、未就学児の母親については約70%（うち約40%がフルタイム）、小学生の母親については約90%（うち約50%がフルタイム）が就労しているという結果でした。父親については、未就学児・小学生ともに90%以上が就労しているという結果でした。

⇒◆共働き家庭の割合が高くなっており、公的な施設等での保育ニーズに対応していくことが求められています。

(2) 教育・保育の充実について

○平日の教育・保育事業の利用日数については、現状「6日」利用している人が2.3%であるのに対し、希望として「6日」利用したい人が10.1%となっています。また、教育・保育事業の利用終了時間も、現状「18時台以降」が26.1%であるのに対し、希望として「18時台以降」は32.8%となっています。

○土曜日の教育・保育事業の利用希望について、「ほぼ毎週利用したい」が11.0%、「月に1～2回は利用したい」が36.6%、日曜・祝日の教育・保育事業の利用希望について、「ほぼ毎週利用したい」が4.5%、「月に1～2回は利用したい」が29.0%となっています。

⇒◆教育・保育の利用希望時間は、より長時間を希望する世帯が多くなっており、これらにどのように対応するか検討が求められています。

(3) 地域の子育て支援の充実について

○一時預かりサービスについては、こども園、幼稚園及びファミリー・サポート・センター会員等が受け入れ先となっていますが、利用していない理由として「利用料がかかる・高い」が約2割となっています。また、「これらの事業を知らなかった」「自分が事業の対象者になるのかどうかわからない」「事業の利用方法がわからない」などは、それぞれ1割を超えています。

○学童クラブについては、学童クラブを利用したいが利用できない理由として「子どもが利用したがる」が5%、「経済的な理由で利用できない」が4%となっています。また、自由意見からは、学童クラブの一時預かりの要望や、学童クラブの定員拡大を望む声がみられました。

⇒◆一時預かりサービスについては、さらなる経済的支援の検討とともに、利用方法や利用対象のさらなる周知が求められています。

◆学童クラブについては、一時預かり的な利用方法や、定員の拡大を求める声があり、

これらへの対応を検討していくことが必要となっています。

(4) こどもの遊ぶ場所の確保

○自由意見では、未就学児保護者、小学生保護者の両方で、「公園や遊び場の整備」を求める声が最も多くなっています。屋外の公園と、雨の日でも遊べる施設等への希望が寄せられています。

⇒◆こどもの遊ぶ場所の確保は、未就学児保護者・小学生保護者がともに最も求められている取組となっています。こどもの年齢によって、遊び方が異なるので、こどもの年代に応じた遊び場の整備、そして晴れの日でも雨の日でも利用できる施設の整備が求められています。

(5) 家庭の経済状況からみた子育て環境

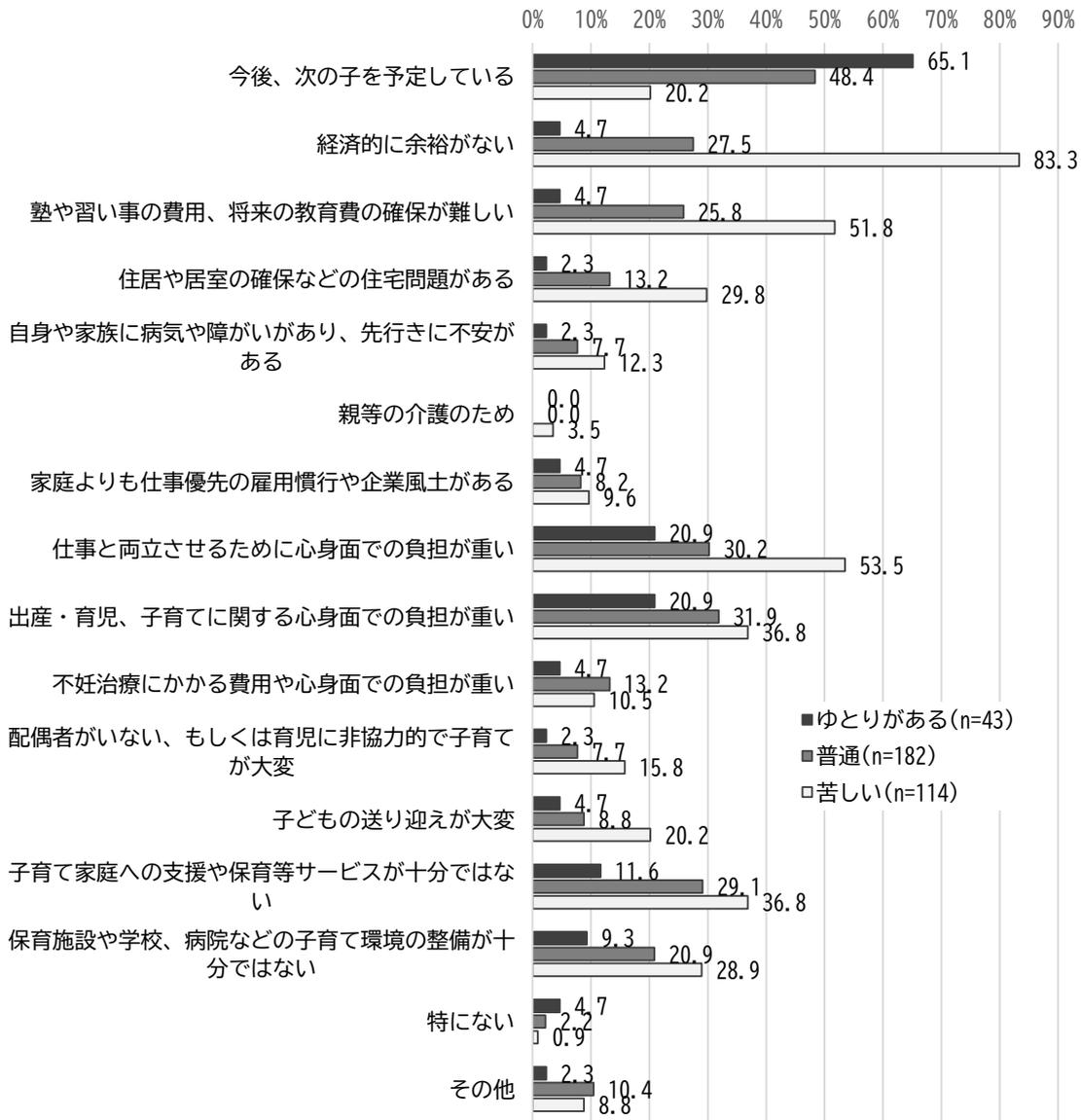
○経済的な状況について、ゆとりがあるか苦しいかを尋ねる一方、「理想的なこどもの人数より現時点で実際にいるこどもの人数が少ない理由」について尋ねています。この2つの設問についてクロス分析してみると、未就学児保護者では、ゆとりがある世帯ほど「今後、次の子を予定している」のに対し、経済的に苦しい世帯ほど「経済的に余裕がない」ために、こどもをあきらめている結果となっています。

○この他、経済的に苦しい世帯ほど「塾や習い事の費用、将来の教育費の確保が難しい」「仕事と両立させるために心身面での負担が重い」などを理由としています。

(グラフは次ページに掲載)

⇒◆こどもをさらに生みたい希望はあるもののあきらめている世帯に対して、必要な支援を行うことで、より効果的な少子化対策を図ることが求められています。

【「経済的な状況」×「理想的な子どもの人数より少ない理由」のクロス分析（未就学児保護者）】



※グラフでの「ゆとりがある」は、「ゆとりがある」と「ややゆとりがある」の合計、「苦しい」は「やや苦しい」と「苦しい」を合計しています。

(6) 市の子育て支援に関する取組について

○館山市が子育てしやすいまちであるかどうかについては、未就学児童保護者と小学生保護者ともに、「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計よりも、「どちらかというと思わない」と「そうは思わない」の合計のほうが高くなっています。また、前回調査と比較すると「どちらかというと思わない」と「そうは思わない」は増加しています。

○子育てしやすいまちづくりのためにもっとも重要だと思うこと、については、未就学児童保護者と小学生保護者ともに、第1位が「遊び場の整備」で、第2位が「小児医療体制の充実」となっています。

⇒◆子育て支援の取組は、年々充実してきているものの、保護者が感じる子育てのしやすさにはつながっていない結果となっています。子育てしやすいまちづくりのために必要とされている「遊び場の整備」や「小児医療体制の充実」などの施策について、さらに踏み込んだ対応が必要となっています。



5 こどもの生活・意識の状況（小5・中2の意見から）

本計画の策定にあたって、こどもの意見聴取を行う目的で、市内の小学校5年生と中学2年生に対し、普段の生活の状況や、様々な意識についてアンケート調査を行いました。配布・回収の詳細は下表のとおりです。

【小学5年生アンケート】

■調査対象：市内小学校の5年生

■調査期間：令和6年6月4日～14日

■調査方法：インターネットサイトでの実施

配布数	有効回収数	有効回収率
280 票	263 票	93.9%

※インターネットからの回答については、回答が完了しておらず、回答率が30%を下回るものについては無効票扱いとした。

【中学2年生アンケート】

■調査対象：市内中学校の2年生

■調査期間：令和6年6月4日～14日

■調査方法：インターネットサイトでの実施

配布数	有効回収数	有効回収率
320 票	80 票	25.0%

※インターネットからの回答については、回答が完了しておらず、回答率が30%を下回るものについては無効票扱いとした。

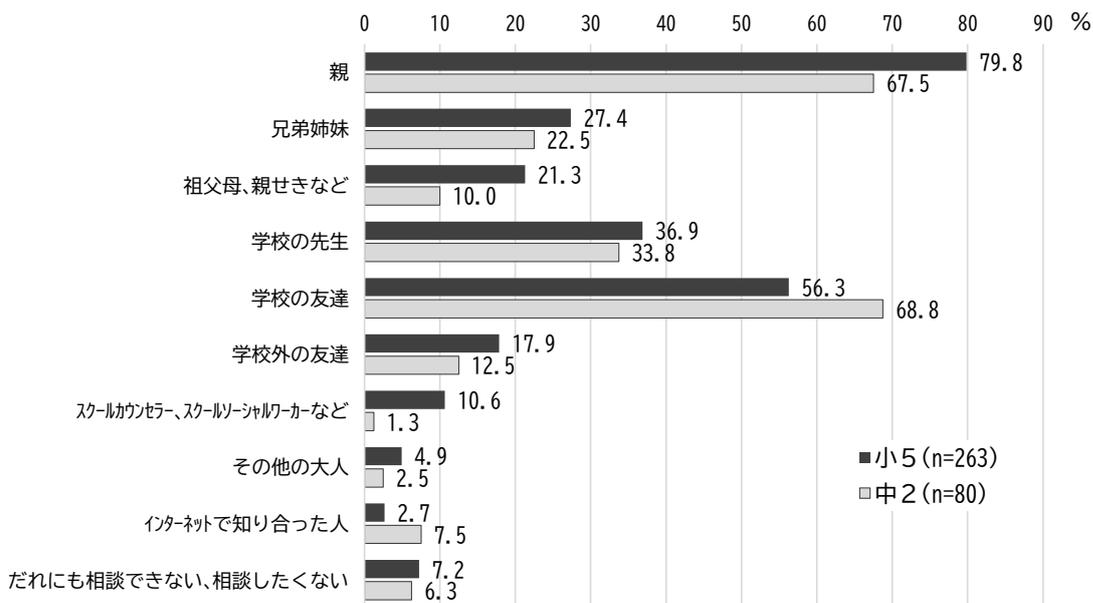
(1) 困りごとや悩みごとの相談相手

○困っていることや悩みごとがあるときに相談できる人については、小学5年生は「親」の割合が最も高く 79.8%、次いで「学校の友達」で 56.3%、「学校の先生」36.9%となっています。中学2年生は、「学校の友達」が最も高く 68.8%、次いで「親」で 67.5%、「学校の先生」33.8%となっています。

○小5と中2の差についてみると、「親」や「祖父母、親せきなど」では小5のほうが高く、「学校の友達」では中2のほうが高くなっています。

⇒◆中学生になると、身近な親族に頼らなくなる傾向があると考えられます。相談先が多様であれば、より多様な意見などに触れられると考えられ、信頼できる相談先の種類が増えるような取組が求められています。

【相談相手（小5、中2）】



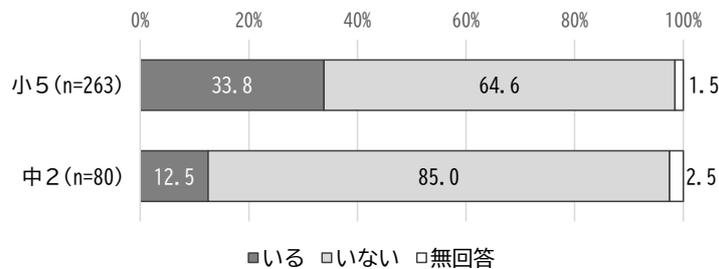
(2) 家事や家族の世話でできないこと

○家族の中に世話をしている人がいるかどうか（ここでの世話とは、本来大人がするような家事や家族の世話）尋ねたところ、小学5年生では「いる」が33.8%、中学2年生では12.5%となっています。

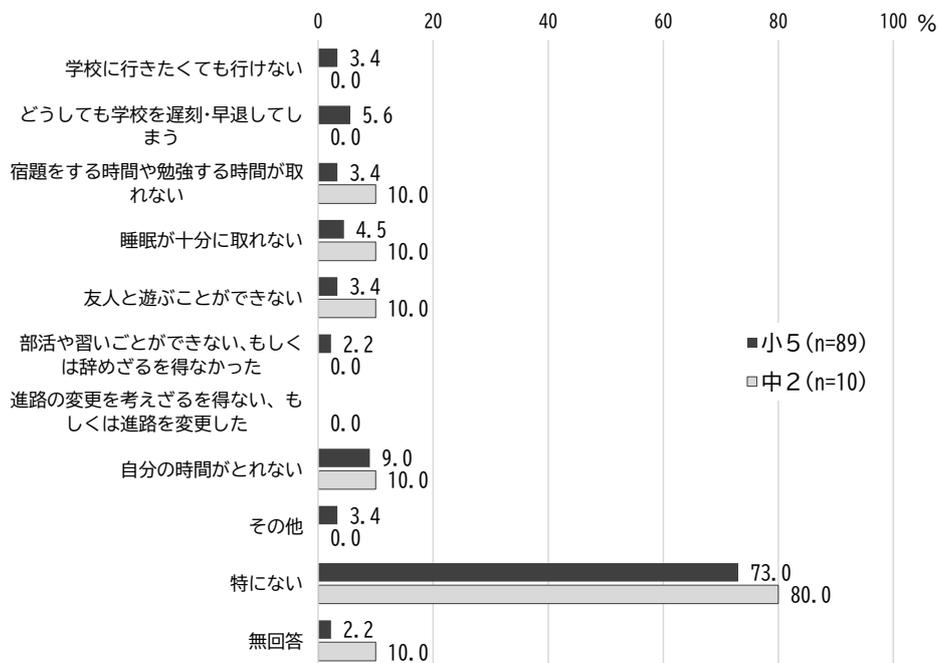
○さらに、家族の世話をすることで、自分ができなくなっていることについては、小5、中2ともに「特にない」が最も高くなっていますが、小5、中2ともに各項目にわずかながらも該当者が存在しています。

⇒◆家族の世話のために、自分ができなくなっていることとして、「学校に行きたくてもいけない」という回答がありました。ヤングケアラーである可能性もあり、これらの児童へのなんらかの支援が必要となっています。

【家族内で世話をする人の有無（小5・中2）】



【家事や家族の世話でできないこと（小5・中2）】

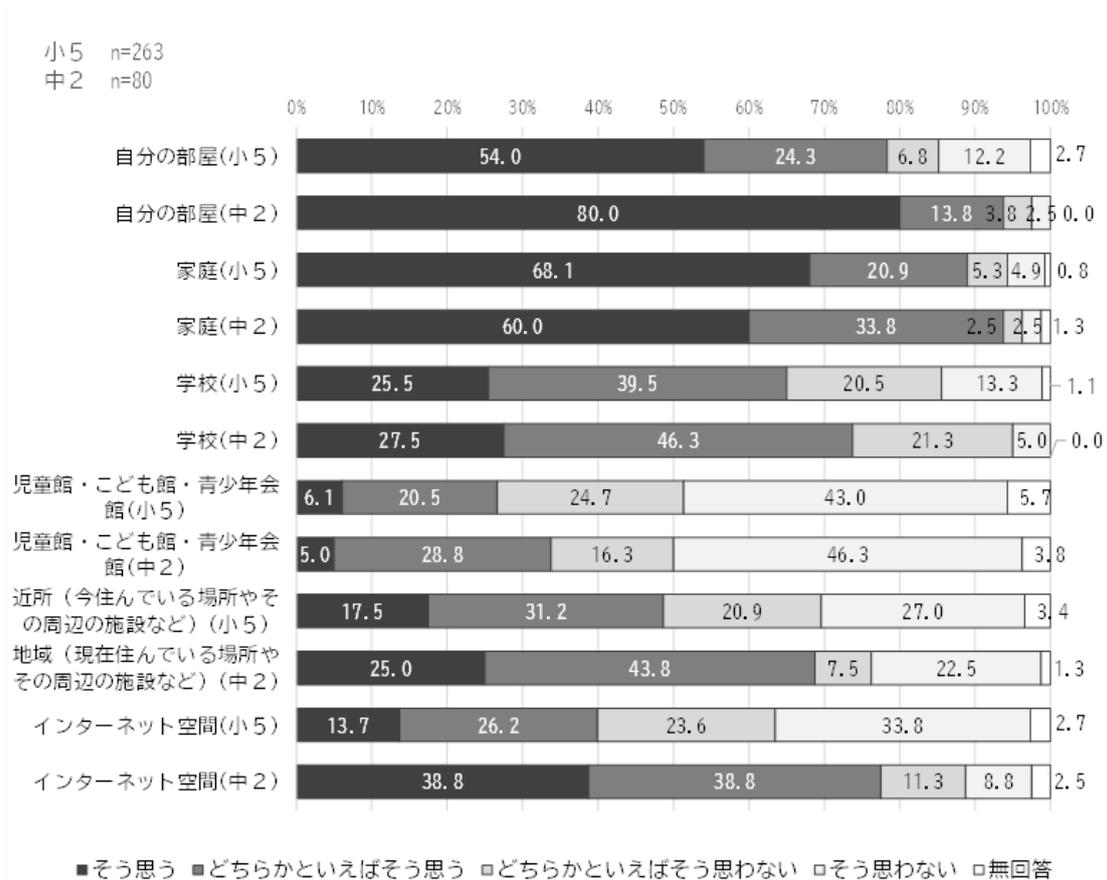


(3) 自分の居場所

○ほっとできる場所、居心地のいい場所について尋ねたところ、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合について、小5と中2の差についてみると、差が最も大きいのは「インターネット空間」で、中2のほうが37.7ポイント高くなっています。次いで「地域（現在住んでいる場所やその周辺の施設など）」の差が大きく、中2のほうが20.1ポイント高くなっています。

⇒◆中2は、居心地のいい場所として「インターネット空間」の割合が高くなっています。このこと自体の是非は、ここでは判断できませんが、社会の変化、時代の変化に合わせて、それぞれの年代で必要な支援の仕方を検討する必要があります。

【ほっとできる居心地のいい居場所（小5・中2）】

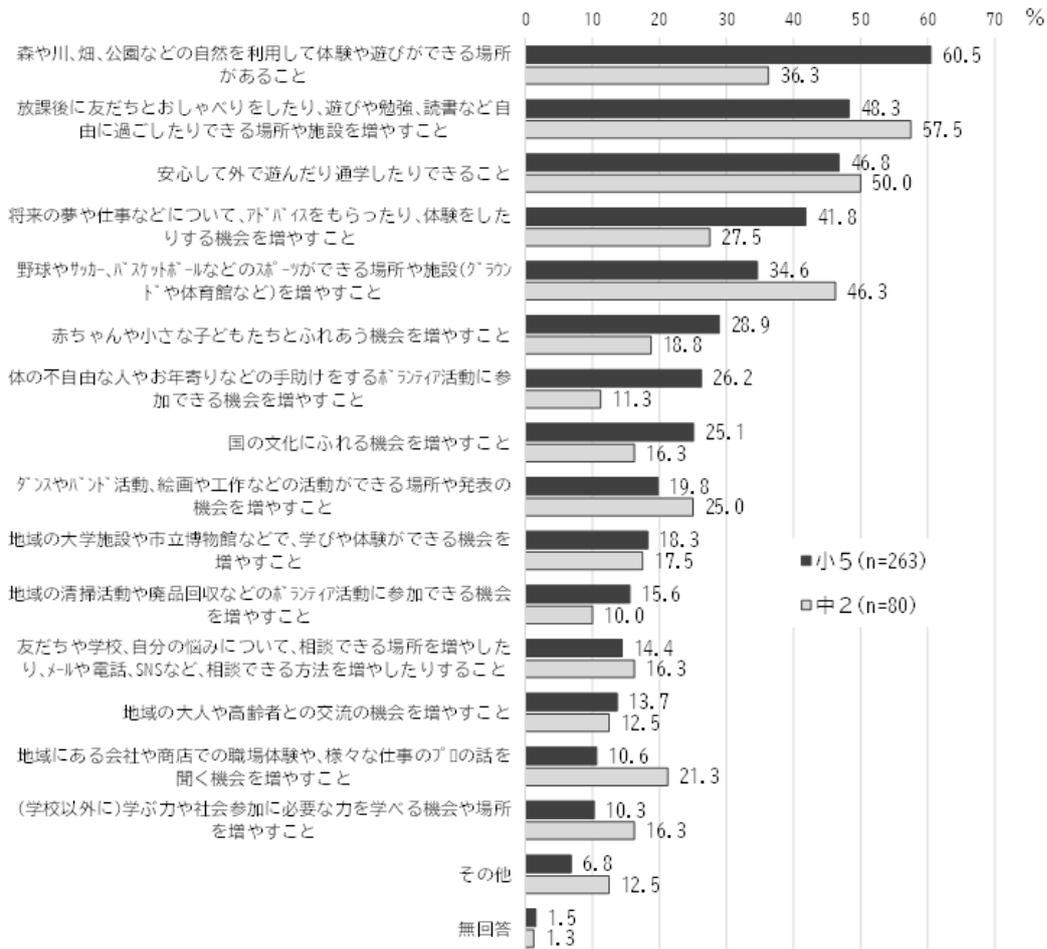


(4) 館山市にあってほしいもの

- 館山市にあってほしいものについて、小学5年生では「森や川、畑、公園などの自然を利用して体験や遊びができる場所があること」の割合が最も高く60.5%、次いで「放課後に友だちとおしゃべりをしたり、遊びや勉強、読書など自由に過ごしたりできる場所や施設を増やすこと」が48.3%で続いています。
- 中学2年生では「放課後に友だちとおしゃべりをしたり、遊びや勉強、読書など自由に過ごしたりできる場所や施設を増やすこと」の割合が最も高く57.5%、次いで「安心して外で遊んだり通学したりできること」が50.0%で続いています。

⇒◆それぞれの年代で、求めるものは異なっています。大人の与えたいものだけでなく、こども達が必要としているニーズをしっかりと把握し、自分の住む地域に愛着をもってもらえるような取組が求められています。

【館山市にあってほしいもの（小5・中2）】



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

こどもと若者は社会の希望であり、未来をつくる力です。こどもと若者の健やかな育ちのためには、こどもと若者の最善の利益を考慮し、全てのこどもと若者たちが尊厳を重んぜられ、自分らしく自分の希望に応じてその意欲と能力を生かすことができ、その育ちが等しく確実に保障されることが必要であるとともに、親の成長も重要です。

また、本市が未来に向かって活力あるまちを維持していくためには、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てができるよう地域全体で応援するという考えに立って、少子化の流れを変える取組を進めていくことが大切です。

そして、こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる社会を目指すことが大切です。

本市では、「第1期計画」から『地域ぐるみで元気な親子をはぐくむまち たてやま』を基本理念に掲げ、全ての家庭において、親子が心身ともに健康に、日々楽しく過ごせるような支援に努めてきました。

本計画では、こども大綱の理念を勘案し、こどもと若者が育つ環境づくりを重視すべきと考え、基本理念の一部を更新することとします。

本市の全ての住民が子育てを温かく応援するまちづくりを念頭に、こどもと若者の未来をみつめながら、こどもの最善の利益を第一に考え、豊かな人間として育つためのよりよい環境づくりを目指して、基本理念を以下のように定めます。

基本理念

地域ぐるみで元気な親子をはぐくむまち たてやま

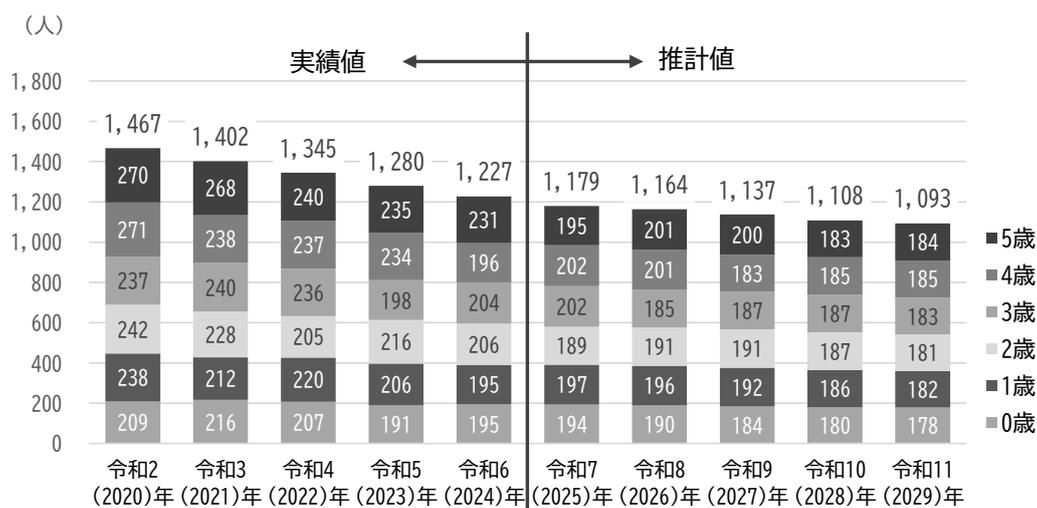
～こども・若者の笑顔が輝く環境づくり～

2 こどもの人口の見通し

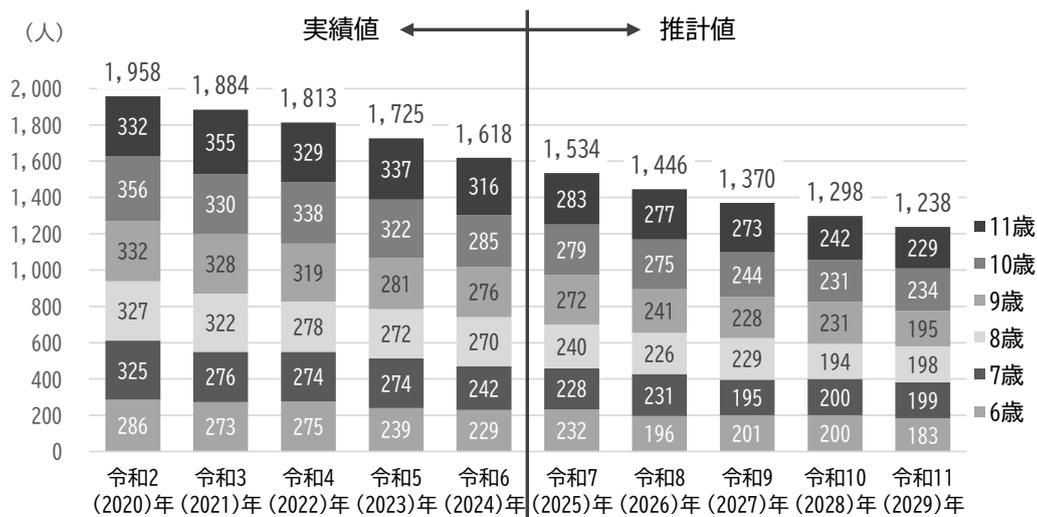
本市の令和6年4月1日の、未就学児（0～5歳）の人口は1,227人、小学生（6～11歳）の人口は1,618人となっています。

推計人口からは、令和7年に未就学児が1,179人、小学生が1,534人、令和11年に未就学児が1,093人、小学生が1,238人へと減少することが見込まれます。

【未就学児の推計人口】



【小学生の推計人口】



※実績値は住民基本台帳（4月1日）。推計値は、コーホート変化率法により、令和2年から6年の人口をもとに推計。

3 教育・保育提供区域の設定

本計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる見込量やその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめ細かな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。本市では、市内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全市一地区と設定します。

中学校区・小学校区と就学前の教育・保育施設の対応表

中学校	小学校	公立保育園	私立保育園	公立幼稚園	私立認定こども園	公立こども園
第一中学校	船形小学校				館山白百合こども園	船形こども園
	那古小学校	純真保育園		那古幼稚園		
館山中学校	館山小学校		館山ユネスコ保育園	館山幼稚園		
	神余小学校			豊房幼稚園		
	豊房小学校					
	西岬小学校		子育保育園	西岬幼稚園		
	北条小学校	中央保育園	聖アンデレ保育園	北条幼稚園		
			館山教会附属保育園			
	館野小学校	館野保育園		館野幼稚園		
九重小学校					九重こども園	
房南中学校	房南小学校					房南こども園

4 施策の体系

(1) 計画の基本目標

本計画では、「第2期計画」の施策の体系と基本目標を継承し、次の5つの基本目標を掲げます。

基本目標1 就学前の教育・保育の環境づくり

保育サービスの充実、幼児教育の充実など、就学前の教育・保育のための環境づくりを進めます。

基本目標2 子育て家庭を支援する環境づくり

子育て家庭を支援する環境づくりを進めるため、子育て支援サービスの充実、子育て支援のネットワークづくり、こどもの居場所づくり、子育て相談と要保護児童への対応の推進、仕事と家庭の両立支援など、子育て家庭を支援する環境づくりを進めます。

基本目標3 こどもが健康に育つための環境づくり

母親とこどもの健康づくり、こどもへの食育の普及、思春期の健康づくり、小児医療の充実など、こどもが健康に育つための環境づくりを進めます。

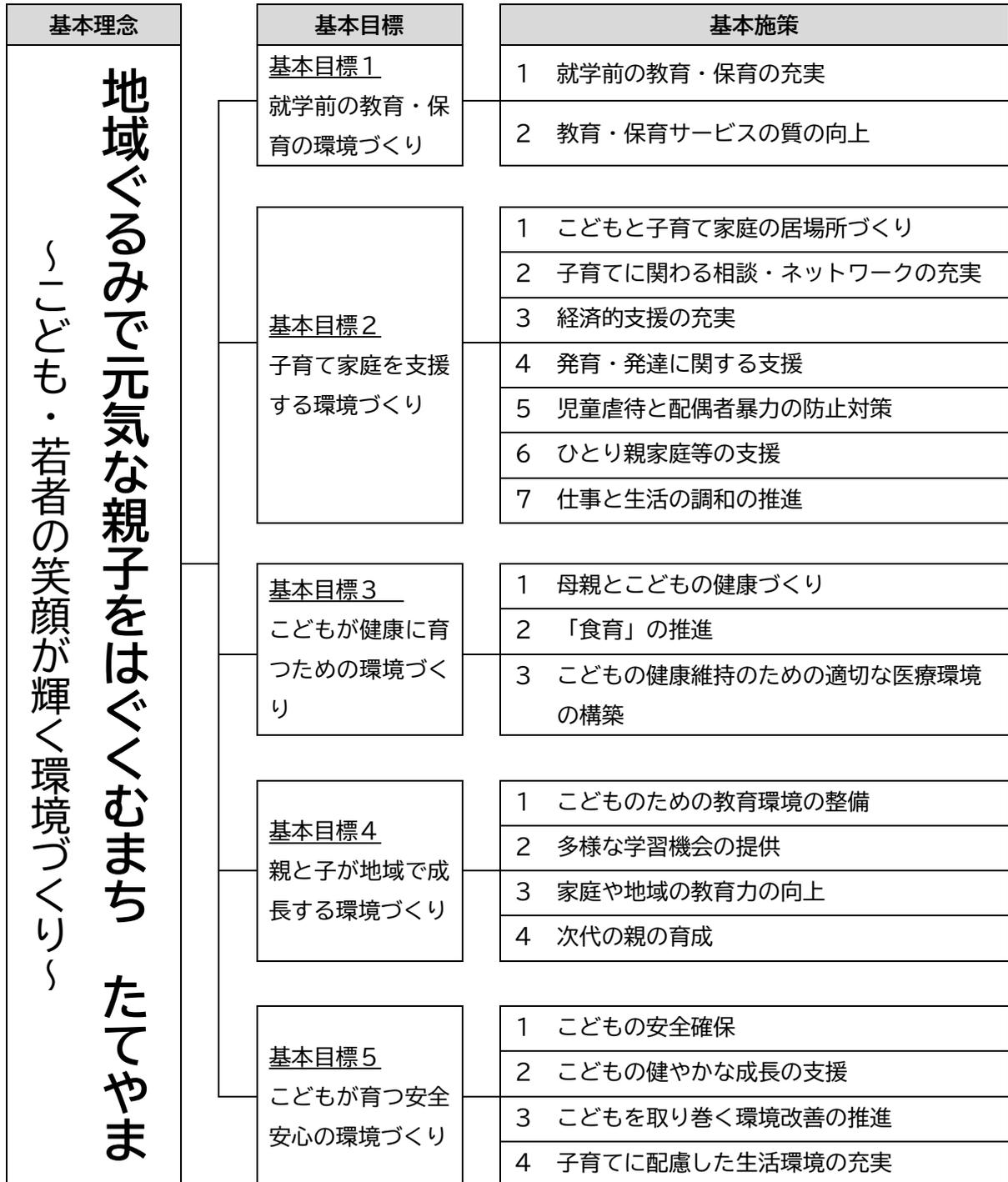
基本目標4 親と子が地域で成長する環境づくり

次代の親の育成、家庭・地域の教育力の向上、こどもの健全育成の推進、こどもの人権を尊重する社会づくりなど、親と子が地域で成長する環境づくりを進めます。

基本目標5 こどもが育つ安全安心の環境づくり

こどもの安全確保、こどもの健やかな成長の支援、子育てに配慮した生活環境の充実など、こどもが育つ安全安心の環境づくりを進めます。

(2) 施策体系図



第4章 分野別施策の展開

基本目標1 就学前の教育・保育の環境づくり

(1) 就学前の教育・保育の充実

(2) 教育・保育サービスの質の向上

【現状と課題】

- ニーズ調査の自由回答からは、公立の保育園・こども園の開所時間や、幼稚園の預かり保育について、平日の時間の延長を求める声がみられました。しかし、「お迎えに間に合わない日に少しでも待ってほしい」という自由回答が複数みられるとともに、平日の保育利用希望時間について19時以降を回答した方は約5%にとどまっていることから、保育を常時長時間利用したいというニーズだけではなく、多様な働き方に応じた柔軟な受け入れ体制が望まれていることが考えられます。保育標準時間である11時間を超える延長保育については、現在、私立保育園2園のみの実施となっており、保護者の状況を考慮しながら、検討していく必要があります。
- ニーズ調査では、土曜日に「ほぼ毎週利用したい」は14.0%、「月に1～2回は利用したい」は27.8%、日曜・祝日に「ほぼ毎週利用したい」は5.1%、「月に1～2回は利用したい」は21.4%と、一定のニーズがうかがわれます。現在、公立の保育園・こども園の土曜の保育終了時間は、12時半となっており、ニーズの自由回答からは平日と同じ時間帯を希望する意見が複数みられました。また、市内に日曜・祝日の保育ニーズに対応する園がないことも課題となっています。

(1) 就学前の教育・保育の充実

【施策の主な方向性】

- ◆公立の保育園・幼稚園・こども園の教育・保育内容の充実を図ります。
- ◆公立の保育園・こども園における平日や土曜日の保育時間の延長を検討します。
- ◆公立幼稚園における預かり保育のニーズに対応できるよう、実施箇所数の拡大を検討していきます。
- ◆私立保育園等に対し、休日保育の実施や延長保育の拡大を促進します。
- ◆短時間児については私立こども園での3年保育の確保を促進するとともに、公立こども園においても3歳からの受け入れについて検討します。

事業番号	事業名	事業内容・方向性	担当課等	協働者
1	保育園・幼稚園・こども園の運営 教育・保育事業	幼稚園・こども園の教育時間では、地域の実態及び幼児の発達課題に応じた特色ある教育課程の編成と教育内容・指導方法の改善に努めます。保育園・こども園の保育時間では、保護者の仕事、出産、病気などの理由で保育が必要な就学前の児童を保育するため、入所希望状況などに応じた受け入れに努めます。本計画に定める確保策に従い、公私連携幼保連携型認定こども園や幼保連携型認定こども園の整備を進め、提供量の拡大を図ります。また、土曜日の保育時間の延長や育児休業中の上の子の通園継続について具体的に検討を行います。	こども課	民間事業者 教育機関
2	延長保育の実施 地域子ども・子育て支援事業	就労形態の多様化による延長保育ニーズに対応するため、11時間を超えて延長保育を実施する私立保育園・こども園に運営費補助等の支援を行います。	こども課	民間事業者
3	休日保育の実施	就労形態の多様化に伴い、休日保育のニーズに対応するため、令和7年度から市内のこども園において、365日開園し休日保育を実施します。	こども課	民間事業者
4	幼稚園における預かり保育の実施 地域子ども・子育て支援事業	保護者の預かり保育へのニーズに対応するため、公立のこども園3園及び幼稚園1園、私立のこども園1園における1号認定子どもに対する預かり保育を継続します。	こども課	教育機関
5	乳児保育の実施	出産後、安心して、働くことができる環境を整えるため、市内の保育園・こども園において産休明けからの乳児の受け入れを行います。	こども課	民間事業者
6	保育人材の確保	国、県の補助金を活用し、保育士の処遇改善を図るなど、雇用の確保に努めます。	こども課	
7	障害児保育の実施	集団保育が可能な障害児を受け入れる保育園に、障害児の保育を担当する保育士を配置し、	こども課 社会福祉課	民間事業者

事業番号	事業名	事業内容・方向性	担当課等	協働者
		障害児保育を実施します。保育士の知識・技能の向上に努めます。また、マザーズホームなどの関係機関と連携し、障害児の健やかな成長を支援します。		
8	病児・病後児保育の実施 地域子ども・子育て支援事業	病児・病後児保育は病気や病気回復期にある児童等を医療機関等で一時的に保育するサービスです。保護者の仕事と子育ての両立支援と児童の健全育成を図るため、市内の医療機関に委託し、1か所（定員1日最大6人）で体制を確保します。また、私立認定こども園に体調不良児対応型の病児保育事業を委託し、保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、日常的に園児の体調管理や衛生管理を行います。	こども課	民間事業者
9	民間保育所運営費補助事業	民間保育園の延長保育や乳児保育等保育サービスの充実を促進するため、市内民間保育園4か所に対し、運営費補助等の支援を行います。	こども課	民間事業者

(2) 教育・保育サービスの質の向上

【施策の主な方向性】

- ◆教育・保育サービスの質を向上するために、職員の研修の充実を図るとともに、認可外保育施設の保育の質の向上を促進します。
- ◆保育園・幼稚園・こども園・小学校との連携・協力を図り、幼児期の一貫した教育を推進するとともに、幼保一元化を推進していきます。

事業番号	事業名	事業内容・方向性	担当課等	協働者
10	保育士等の研修及び施設整備	保育士の資質や指導力の向上を図るため、公立保育園保育士に対する研修の実施、私立保育園保育士に対する研修費の補助を行います。保育環境の充実を図るため、老朽化した保育園の整備・改修を推進します。館山市のこども・子育て支援施設については、「館山市子育て支援施設の個別施設計画」等に即して、必要な整備を行います。	こども課	
11	職員の連携体制の確保	公・私立の保育園、幼稚園、こども園の職員の合同研修等、交流の機会を設け、市内の就学前児童を対象とする教育・保育施設の職員の連携に努めます。	こども課	
12	保育園・幼稚園・こども園・小学校との連携	幼保交流事業の充実に努めます。また、幼児教育から小学校への円滑な接続のため、連絡・交流事業の充実に努めます。	こども課 教育総務課	教育機関

事業番号	事業名	事業内容・方向性	担当課等	協働者
13	情報共有を通じた保育環境の改善	幼稚園・保育園・こども園の管理監督職、こども課からなる情報共有の場を定期的に設け、ヒヤリハット事例や危機管理、市内各園や先進地の取り組み等の情報を共有し、園生活の安全性・保育環境の向上を図ります。	こども課	教育機関
14	幼保一元化の推進	園児数の減少などにより、望ましい集団を維持できない小規模幼稚園について、こども園化や統廃合、預かり保育等の機能強化などを検討し、保育環境の向上に努めます。	こども課	教育機関
15	認可外保育施設の質の向上	認可外保育施設について、認可保育所と同等の保育が提供できるよう、事業者への啓発、指導を行います。	こども課	民間事業者



基本目標２ 子育て家庭を支援する環境づくり

(1) こどもと子育て家庭の居場所づくり
(2) 子育てに関わる相談・ネットワークの充実
(3) 経済的支援の充実
(4) 発育・発達に関する支援
(5) 児童虐待と配偶者暴力の防止対策
(6) ひとり親家庭等の支援
(7) 仕事と生活の調和の推進

【現状と課題】

- 本市では、「元気な広場」が子育て支援の拠点として定着しており、利用者やボランティアを主体とした多彩な講座も開催されています。また、地区公民館や図書館等で出張子育てひろばを開催し、親子の交流の場を広げています。
- 緊急時や不規則の就労時などの一時的なこどもの預け先については、ニーズ調査結果で「利用したい」と回答があったのは、就学前児童保護者の48.2%となっています。本市では、令和7年度から認定こども園 OURS 館山にて一時預かりを実施します。また、会員同士で子育ての相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業が一時保育の受け入れ先として定着していますが、多様化する保護者のニーズに対し、対応を検討していく必要があります。
- 本市では、公設7か所、民設1か所の学童クラブがあります。ニーズ調査の自由回答からは、一時預かりのニーズや、定員の拡大を求める声がみられました。
- 地域における連帯意識の希薄化や核家族化の進行で、子育てについての知識を得る機会が不足し、心理的負担や不安感を持つ親が増えていることが考えられます。行政のみならず、NPO、子育てサークル等の市民の自主的な組織、シニア世代や子育て経験者、民間事業者等、地域住民の活動をネットワーク化し、地域が一体となった子育て支援を展開していくことが望まれます。
- 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、年度によって増減があり、千葉県児童相談所（千葉市を除く）においては、令和3年度に9,593件となっています。また、被虐待児の年齢別にみると、小学生以下で減少しましたが、中学生と高校生で増加しています。本市では、館山市要保護児童対策地域協議会を設置し、見守りと連携に努めていますが、全国的にみると、こどもの命が奪われる重大な児童虐待事件もあとを絶たない状況です。親権者による体罰によらない子育て支援等を推進するとともに、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とするこどもや妊婦の早期の把握、要保護児童対策地域協議会の取組の強化等に努める必要があります。
- 障害のあるこどもや発達に遅れのあるこどもが、自立して身近な地域で安心した生活を送るためには、早期発見・早期療育に努めるとともに、一人ひとりの多様なニーズ

に応じた一貫した相談体制の充実と支援が必要です。本市の障害児福祉計画（第6次館山市障害者計画）との調和を図り、関係機関が連携していくことが必要です。

- 令和3年の国民生活基礎調査に基づく全国のこどもの貧困率は11.5%となっており、9人に1人が貧困線（全国の平均的な所得の半分の所得）を下回る世帯で暮らしている状況です。今回のニーズ調査結果によると、家庭の経済的な状況で「苦しい」と回答している世帯は、未就学児保護者で約1割、小学生保護者で約1割半となっています。経済的に苦しい状況にある家庭のこどもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図っていく必要があります。

(1) こどもと子育て家庭の居場所づくり

【施策の主な方向性】

- ◆元気な広場を中心に、保護者やこどもの交流の場を提供し、子育て支援拠点の充実とネットワーク形成に努めます。
- ◆学校再編に伴う学童クラブの合併において、定員の拡大と保育環境の充実を図ります。
- ◆こどもの居場所づくりについて、必要性を検討していきます。

事業番号	事業名	事業内容・方向性	担当課等	協働者
16	子育て支援拠点の内容充実 地域子ども・子育て支援事業	子育て親子の交流や相談、情報提供や世代間の交流を通じて子育ての不安解消を目的とし、第5章に定める確保策に準じて充実に努めます。市民、指定管理者、市が協働で、市民ニーズに沿ったイベントや講座、相談等の事業を展開し、親子が安心して利用できる癒しの空間の提供に努めるとともに、子育て支援のネットワーク形成を図ります。	こども課	指定管理者 市民
17	放課後児童健全育成事業（学童クラブ） 地域子ども・子育て支援事業	小学校下校後に保護者が家庭にいない留守家庭児童の健全育成のため、学童クラブの充実に努めます。公設学童クラブでは主任支援員会議（月1回）、支援員全体研修等、支援員の交流や研修の機会を設け、質の向上及び連携に努めます。また、保護者会運営の学童クラブに対し、補助金の交付や各種情報の提供、支援を行います。学校再編に伴う学童の合併において、待機児童対策及び保育環境の充実に取り組んでいきます。	こども課	民間事業者 市民
18	こどもの居場所づくり	放課後や週末等のこどもたちの安心・安全な居場所づくりについて、必要性や方策を調査・検討していきます。	生涯学習課 こども課	
19	こども食堂の側方支援	民間団体などが実施するこども食堂について支援を行います。	こども課	民間事業者

(2) 子育てに関わる相談・ネットワークの充実

【施策の主な方向性】

- ◆多様な保育サービスの中から、利用者が適切なサービスを選択できるよう、子育て情報の提供や相談・援助を行う子育てコンシェルジュ（利用者支援員）を配置します。また、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うこども家庭センターを設置し、支援体制の強化を図ります。
- ◆一時的・緊急的に保育が必要となった場合の支援として、一時預かり事業の推進と、ファミリー・サポート・センター事業の充実に努めます。
- ◆情報の共有による子育て支援の活発化や各種サービスの利用促進のため、様々な媒体を通じた情報提供の機会と内容の充実に努めます。
- ◆就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付を実施します。

事業番号	事業名	事業内容・方向性	担当課等	協働者
20	利用者支援事業の実施 地域子ども・子育て支援事業	子育てコンシェルジュを複数配置し、情報の提供や相談・援助などを他機関と連携し、子育て家庭のニーズに合わせたワンストップサービスの提供をします。また、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の機能を一体とした「こども家庭センター」を設置し、関係機関との連携により、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの切れ目のない支援を行います。	こども課 健康課 教育総務課	
21	未就園児を対象とした一時預かり事業の推進 地域子ども・子育て支援事業	一時的・緊急的に保育が必要となった乳幼児を受け入れる一時預かり事業の充実に努めるとともに、ショートステイ、トワイライトステイ事業の実施を検討します。	こども課	民間事業者
22	ファミリー・サポート・センター事業の推進 地域子ども・子育て支援事業	子育ての支援を受けたい人で行いたい人が相互に会員となり、保育園等への送迎や外出時における一時預かりなど会員間の相互援助活動を支援します。会員の拡大と活動の活発化を図ります。	こども課	市民 指定管理者
23	保育園開放・幼稚園ちびっ子デーなどの子育て支援（交流保育・育児相談）	幼稚園・こども園（短時間）では、未就園児（3歳児）の集団生活への適応や幼稚園生活へのステップとともに、保護者の幼児教育に関する理解を得るため、幼稚園への体験入園（ちびっこデー）を実施します。また、保育園・こども園（長時間）では、在宅乳幼児家庭の子育て支援のため、保育園・こども園開放を実施します。ちびっ子デー・園開放の機会を捉え、保健師が各園へ出向き、参加親子に対し育児相談や子育て教室を実施し、園児の健康管理を図るとともに子育てを支援します。	こども課	民間事業者

事業番号	事業名	事業内容・方向性	担当課等	協働者
24	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施 地域子ども・子育て支援事業	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）の実施を検討します。	こども課	民間事業者
25	保育士・幼稚園教諭等の派遣	在宅乳幼児の保護者の子育て力の向上を図るため、専門的知識・技術を有する保育士や幼稚園教諭の地域出前講座や地域出前相談を実施します。	こども課	
26	市民への情報提供	市政や子育てに関する情報の提供に努めます。 【主な情報提供】 ・広報「だん暖たてやま」の発行 ・市ホームページ、SNS ・広報紙スマホアプリ「マチイロ」 ・各公共施設における情報掲示板 ・保育園等のお便り、連絡帳 等	こども課 秘書広報課 生涯学習課 健康課	市民
27	いじめの未然防止と早期対応	いじめへの対応と防止について、「館山市いじめ防止体制推進条例」に基づき、各学校における定期的な調査（hyper-QU）や館山市いじめ相談室の設置などを行います。	教育総務課 こども課	

(3) 経済的支援の充実

【施策の主な方向性】

- ◆こどもたちの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、各種手当の支給や助成を行い、経済的支援の充実を図ります。

事業番号	事業名	事業内容・方向性	担当課等	協働者
28	児童手当の支給	高校生年代までの児童を養育している子育て世帯等を対象に児童手当を支給し、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援します。また、制度に関する手続きなど、わかりやすい情報提供に努めます。	社会福祉課	
29	子ども医療費の助成	高校3年生相当年齢までを対象に入院及び通院医療費を助成し、こどもの保健の向上と子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。また、制度に関する手続きなど、わかりやすい情報提供に努めます。	社会福祉課	
30	幼児教育・保育の無償化	幼児教育・保育の無償化に伴い、公・私立の保育園、こども園、公立の幼稚園における全ての3～5歳児及び0～2歳児の住民税非課税世帯の利用料を助成します。また、利用者が円滑に利用できるよう努めます。	こども課	
31	実費徴収に係る補足給付を行う事業 地域子ども・子育て支援事業	新制度に未移行の幼稚園に在園する低所得世帯を対象に副食費の一部を補助します。	こども課	
32	多様な事業者の参入促進・能力活用事業 地域子ども・子育て支援事業	野外保育を実施する「森のようちえんはっぴー」の利用者を対象に、保育料の一部を補助します。	こども課	民間事業者
33	要保護及び準要保護児童生徒の就学援助	要保護及び準要保護児童生徒に対し、学用品費等を援助します。	教育総務課	教育機関
34	特別支援教育就学奨励費	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため就学に必要な経費の一部を補助します。	教育総務課	教育機関
35	おさがり利用側方支援	ベビーカーやチャイルドシート、こども服など、不要になった人と必要とする人を結びつける「ゆずります・ゆずってくださいコーナー」を元気な広場で実施します。	こども課	指定管理者

(4) 発育・発達に関する支援

【施策の主な方向性】

- ◆児童の障害や発達上の課題を早期に発見し、適切な療育・発達支援を受けられる体制づくりに努めます。

事業番号	事業名	事業内容・方向性	担当課等	協働者
36	発達・発育に関する相談の充実	マザーズホームの職員が市内保育施設を訪問し、こどもの困り感を把握し、適切な相談につなげられるよう支援していきます。 また、軽度発達障害などの心配に対して、身近な場所で専門的な相談が受けられるよう、保健センターや各保育園・こども園で就学前乳幼児の発達・発育に関する専門相談を随時実施します。	社会福祉課 健康課	
37	健診事後幼児教室（ひよこル〜ム、たつの子幼児教室）の実施	1歳6か月児、3歳児健康診査の事後支援、個別相談等を行うため、幼児教室を実施します。	健康課	
38	心身障害児通所事業（マザーズホーム）	発達に心配な様子があるこどもと保護者の悩みの入り口として機能できるよう、事業の拡充を図っていきます。	社会福祉課	
39	おもちゃ図書館の実施	おもちゃを使った遊びとふれあいの中で、感覚等を育てる遊びの援助やおもちゃの貸し出しを行うおもちゃ図書館事業を推進し、こどもたちに遊びとふれあいの場を提供するとともに、保護者の相談の場であることも周知していきます。	社会福祉課	社会福祉協議会
40	障害児福祉手当の支給等	重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の障害児に障害児福祉手当を支給します。 また、在宅の障害児を監護している方へ県が支給する特別児童扶養手当の支給事務を通じ、児童の福祉増進を図ります。	社会福祉課	
41	心身障害児の援護相談の実施	発達に心配な様子があるこどもと保護者の悩みの入口として機能できるよう、対応する職員の資質・専門性の向上を図っていきます。	社会福祉課	
42	ブックスタート	児童と本を結び付けるきっかけづくりを行い、本の楽しさに触れられる機会を提供します。	図書館	
43	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付	障害児又は保護者が適切に各種福祉サービスを利用できるよう、必要に応じ、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の取得を促します。	社会福祉課	
44	障害福祉サービスの充実	居宅介護や短期入所、施設入所など、障害者総合支援法や児童福祉法等に基づく各種障害福祉サービスの充実と利用促進に努めます。 また、児童福祉法による障害児通所支援（児童	社会福祉課	

事業番号	事業名	事業内容・方向性	担当課等	協働者
		発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)の充実と利用促進に努めます。		
45	特別支援教育の推進	安房特別支援学校等との連携のもと、発達段階に応じた特別な支援が必要な幼児、児童生徒に、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援が行えるよう、支援員を配置します。また、市内1か所の幼稚園で、幼稚園教育における特別支援学級の機能を拡充します。	教育総務課 こども課	教育機関
46	居住地園交流の実施	発育・発達に対する不安がある幼児が将来、小学校に就学することを見据え、特別支援学校幼稚園部と連携し、幼児が居住する学区内の幼稚園・保育園・こども園で交流保育を実施します。	こども課 教育総務課	教育機関



(5) 児童虐待と配偶者暴力の防止対策

【施策の主な方向性】

- ◆児童虐待を未然に防止するための相談体制や予防活動の充実を図ります。
- ◆児童虐待に対する総合的な対応を図るため、虐待防止ネットワークの活用を図るとともに、被虐待児及び保護者等に対する支援に取り組みます。

事業番号	事業名	事業内容・方向性	担当課等	協働者
47	養育支援訪問の検討 地域子ども・子育て支援事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・家庭相談員・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、当該家庭の適切な養育を支援します。	こども課 健康課	
48	相談体制の整備	乳幼児健診・健康相談や家庭児童相談、家庭教育相談などを通し、育児不安や迷い・ストレス・育児の孤立などの現状を把握し、適宜支援を実施します。	こども課 健康課 中央公民館 教育総務課	保育・教育 機関
49	要保護・要観察の家庭への支援の推進	君津児童相談所と連携をとりながら、児童の適切な保護と、保護者への継続的な支援に努めます。	こども課 健康課 教育総務課	保育・教育 機関 関係機関
50	児童虐待防止ネットワーク事業の推進	要保護児童対策地域協議会代表者会議や実務者会議、個別支援会議による、関係機関の連携や情報の共有化に努め、効果的な虐待防止対策を推進します。	こども課 健康課 教育総務課	保育・教育 機関 関係機関 市民
51	ドメスティック・バイオレンス対策の推進	配偶者による暴力の防止・被害者対策については、警察や千葉県女性サポートセンターなど関係機関と連携しながら、相談や緊急時における安全の確保などに努めます。	社会福祉課	

(6) ひとり親家庭等の支援

【施策の主な方向性】

- ◆ひとり親家庭の経済的自立と児童の健全な育成を図るため、医療費の助成、児童扶養手当の支給、母子（寡婦）・父子福祉資金の貸付などの経済的支援とともに、相談体制の充実を図っていきます。

事業番号	事業名	事業内容・方向性	担当課等	協働者
52	ひとり親家庭に対する経済的支援	ひとり親家庭とそのこどもに対し、国の制度等に基づき、児童扶養手当等による経済的支援のほか、関係機関との連携や支援メニューの組合せによる継続的な生活・就業支援を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給 ・ひとり親家庭等医療費等の助成 ・自立支援教育訓練給付金の支給 ・高等職業訓練促進給付金の支給 ・高等職業訓練修了支援給付金の支給 ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付の相談受付 	社会福祉課	
53	母子・父子自立支援員による相談の実施	母子・父子自立支援員を配置し、相談窓口に関するわかりやすい情報提供と具体的な支援メニューにつなげる実行性、継続性を持った相談体制の充実を図るとともに、ハローワークとの連携による就業支援や社会福祉協議会との連携による生活支援機能の向上に努めます。	社会福祉課	



(7) 仕事と生活の調和の推進

【施策の主な方向性】

- ◆仕事も生活も大切にすることで、仕事の質、生活の質の両方をより高めることを目指す取組である「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)について、市民や事業所等への意識啓発などの働きかけの強化に努めます。

事業番号	事業名	事業内容・方向性	担当課等	協働者
54	男女共同参画の理解促進	セミナーやあらゆる機会をとらえた意識啓発等を通じ、様々な場面に残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に努めます。	市民協働課	市民 民間事業者
55	就業条件・環境の整備促進	ハローワークや商工会議所と連携しながら、市内事業所に対して、一般事業主行動計画の策定、着実な推進や、子育て家庭を支援する制度の充実などを働きかけます。また、仕事と子育ての両立の体制整備や関係法制度等について事業所等への啓発、広報活動を関係機関と連携し推進します。	雇用商工課	民間事業者 関係団体



基本目標3 こどもが健康に育つための環境づくり

(1) 母親とこどもの健康づくり

(2) 「食育」の推進

(3) こどもの健康維持のための適切な医療環境の構築

【現状と課題】

- 本市では、妊娠時から出産、乳児期、幼児期と一貫した母子の健康づくりに向けて、妊婦、乳児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を基本に、ファミリー学級、産婦・新生児・乳幼児への家庭訪問、予防接種など、きめの細かい事業展開に努めています。今後も関係機関との連携を一層強化し、各健診と健診後の相談・指導を充実するとともに、子育て不安の解消にむけた仲間づくりや学習の場の提供により、育児力を高めていくことが求められます。
- 食は生涯を通じて健康に生活するための基礎であり、乳幼児期から、望ましい食習慣の定着を図っていくことが重要です。食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野、そして地域が連携しつつ、食に関する学習機会や情報提供を進める必要があります。
- 安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう地域小児・産婦人科医療体制の整備が必要です。



(1) 母親とこどもの健康づくり

【施策の主な方向性】

- ◆妊産婦に対して、健康診査や家庭訪問などを行い、妊娠・出産に対する心と体の両面からの支援の充実に努めます。
- ◆父母ともに安心して、妊娠、出産、育児に臨めるよう母子健康手帳及び父子健康手帳の交付、ファミリー学級の開催等によって、支援に努めます。

事業番号	事業名	事業内容・方向性	担当課等	協働者
56	母子健康手帳交付・妊婦健康相談の実施	母子健康手帳の交付時に保健・福祉サービスの紹介や健康相談を行い、妊婦及び家族の健康保持増進を図ります。	健康課	
57	父子健康手帳の交付	父親の父性の育成、妊娠時の妻の身体的・精神的サポートや育児参加を促進するため、父子健康手帳を交付します。(第1子のみ)	健康課	
58	妊産婦電話相談・家庭訪問の実施	妊産婦の不安や悩みに対し、保健師による電話相談を実施するとともに、必要に応じて家庭訪問を実施します。	健康課	
59	ファミリー学級の開催	安定した妊娠期を過ごすため、また、安心して出産・育児に臨めるよう、正しい知識の普及やグループ実習を通じた仲間づくりなどの支援をします。食事編、育児編とし、それぞれ4回ずつ(計8回)実施します。	健康課	
60	妊婦健康診査の実施 (医療機関委託) 地域子ども・子育て支援事業	妊婦健康診査については、安全な分娩と健康な児の出産のために、14回(多胎の場合は16回)の健診費用を助成します。	健康課	
61	新生児訪問の実施	保健師による家庭訪問を行い、新生児の健康状態の確認と保護者の育児不安の軽減を図ります。	健康課	
62	未熟児養育医療給付事業	母子保健法に基づき、身体の発育が未熟のまま出生した乳児が、正常児が出生時に有する諸機能を得るにいたるまでの間、必要な医療給付を行います。看護料及び移送料を除いた全てを現物給付します。	健康課	
63	乳幼児電話相談の実施	健やかなこどもを育てるために、電話による悩みや相談に応じて適切な健康づくりの支援や育児の支援をします。	健康課	

事業番号	事業名	事業内容・方向性	担当課等	協働者
64	乳幼児訪問の実施	健康診査や乳児相談の事後支援として日常生活への助言を行うため、保健師・管理栄養士が家庭訪問を実施します。	健康課	
65	乳児健康診査の実施 (医療機関委託)	乳児の疾病の早期発見、発育・発達状態の確認のため、乳児健康診査を実施します。	健康課	安房医師会
66	乳幼児健康診査の実施	全ての対象児の疾病等の早期発見・早期対応及び保護者の育児不安の軽減のために、健康診査を実施します。 ・ 4か月児健康診査 ・ 1歳6か月児健康診査 ・ 3歳児健康診査	健康課	
67	4か月までの全乳児の現況把握（こんにちは赤ちゃん事業） 地域子ども・子育て支援事業	全ての乳児がいる家庭を訪問し、親子の心身の状態や養育環境等に応じた助言を行います。	健康課	保健推進員
68	乳児相談の実施	身体計測、育児相談、栄養相談、歯科相談を行い、発達上の課題の早期発見とともに、健全な親子関係づくりやよりよい育児環境づくりを支援します。	健康課	
69	フッ化物歯面塗布事業	乳歯初期のう歯予防・口腔衛生の向上、保護者の歯の健康に対する意識向上のため、2歳児を対象に契約歯科医療機関で2回分のフッ化物歯面塗布を全額助成します。	健康課	安房歯科医師会
70	予防接種の実施	こどもに感染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を防止するため、個別接種方式による予防接種を実施します。	健康課	安房医師会
71	産後ケア事業 地域子ども・子育て支援事業	出産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。	健康課	
72	妊婦支援給付金の支給	妊婦等に対する相談支援を実施し、経済的支援として給付金を支給します。	健康課	
73	妊婦等包括相談支援事業 地域子ども・子育て支援事業	妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。	健康課	

(2) 「食育」の推進

【施策の主な方向性】

- ◆様々な機会を通じて、乳幼児期から発達段階に応じた食育の視点を取り入れた支援に努めます。

事業番号	事業名	事業内容・方向性	担当課等	協働者
74	たてやま☆元気サポーター事業の実施	中学生を対象に、保健推進員の協力により小児生活習慣病予防の知識伝達、調理実習や講義を実施し、食に関する啓発を図ります。	健康課 教育総務課	市民 保健推進員
75	保育園給食の推進	入所児童の健全な発育と健康の維持・増進や、食を通じた心身の育成を図るため、栄養士による食育や献立作成を推進します。	こども課	

(3) こどもの健康維持のための適切な医療環境の構築

【施策の主な方向性】

- ◆県や医師会などの関係機関と連携し、救急医療対策も含めた地域小児・産婦人科医療体制の維持・確保に努めます。

事業番号	事業名	事業内容・方向性	担当課等	協働者
76	地域医療体制の整備促進	妊産婦、乳幼児等が安心して適切な医療が受けられるよう、安房医師会等の関係機関の協力を得ながら、救急医療対策などの地域医療体制の維持・確保を図ります。	健康課	安房医師会
77	「かかりつけ医制度」の促進	身近で信頼できる、かかりつけ医（ホームドクター）を持つことについて定着を図ります。	健康課	市民 安房医師会

基本目標4 親と子が地域で成長する環境づくり

- | |
|--------------------|
| (1) こどものための教育環境の整備 |
| (2) 多様な学習機会の提供 |
| (3) 家庭や地域の教育力の向上 |
| (4) 次代の親の育成 |

【現状と課題】

- 学習指導要領では、変化する社会の中で生きるこどもたちに必要な力として、「実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力」、「学んだことを人生や社会に生かそうとする、学びに向かう力・人間性など」の3つの柱を掲げています。この3つの力をバランスよく育むためには、学校の授業だけではなく、家庭や地域と連携していくとともに、こどもたちが主体的に学んでいくことができるような環境を整備することが必要です。そのために、家庭や地域社会と連携していくとともに、地域やこどもたちの実情に応じて主体的に創意工夫のある教育活動を展開する必要があります。
- 育児不安や児童虐待の背景として、近年の核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等に伴う家庭の教育力の低下が指摘されています。このため、こどもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報交換の機会、情報の提供等を行うことが必要です。
- 少子化が進行する中で、思春期のこどもたちが、乳児の成長過程をみたり、触れたりする機会が少なく、命の尊さを自然に学びとることや、かつて地域社会や家庭の中で培われていた父性や母性を育むことがより難しくなっていると考えられます。本市では中学生を対象に、年1回のパパママ体験の実施や、家庭科の授業における乳幼児とのふれあい体験を実施しています。

(1) こどものための教育環境の整備

【施策の主な方向性】

- ◆こどもたちの「生きる力」の育成、安全安心で豊かな教育環境の提供との観点から学校再編を進めます。
- ◆学校、家庭及び地域が相互に連携し、こどもの自主的な学びを支援するとともに、教育環境の整備を図ります。

事業番号	事業名	事業内容・方向性	担当課等	協働者
78	少子化の時代に沿った学校教育の充実 (館山市立小中学校再編計画)	<p>急激な少子化が進行するなかにおいても、“未来を担うこども達に良好な教育環境を提供するため”「館山市立小中学校再編計画(令和6年11月)」に基づく学校再編を進め、児童生徒の「生きる力の育成(※①)」及び「これからの学校に求められること(※②)」の実践ができる学校教育環境を目指します。</p> <p>(※①)「主体的・対話的で深い学び」の教育活動の展開により、児童生徒の学ぶ意欲を引き出し、人生を拓く「確かな学力」、自他の生命を大切にし、思いやりのある「豊かな心」、健康で安全な生活を実践し活力溢れる「健やかな体」を育むことで育成します。</p> <p>(※②)一人ひとりの児童生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにする。</p>	教育総務課	教育機関
79	小中学校の標準規模校の維持 (館山市立小中学校再編計画/基本方針①)	<p>少子化の時代においても、一定の学校規模を継続的に維持し、様々な経験ができる学校環境を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども達が、より多くの友人と触れ合い、新たな関係を築く機会の提供 ・小学校での教科担任制やグループ別指導など、多様な学習環境の提供 	教育総務課	教育機関
80	小規模の教育環境を望む保護者の考えや児童の特性に合った「学校を選択肢」の提供 (館山市立小中学校再編計画/基本方針②)	<p>安房地区で初となる「小規模特認校」(市内全域が通学区域)を設置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の房南小学校を「本校」、神余小学校を「分校」とし、通学を希望する保護者負担を軽減するため、市内全域から本校・分校に向けた通学支援を実施します。 ・幼保・小学校が一体となった教育環境(こども園併設型小規模特認校)を提供するため、房南こども園(旧神戸小学校)を房南中学校施設内へ移転します。 	教育総務課 こども課	教育機関

事業番号	事業名	事業内容・方向性	担当課等	協働者
81	専門性を高めた、不登校児支援・発達支援機能の充実強化 (館山市立小中学校再編計画／基本方針③)	運動場・体育館・校舎といった学校教育に必要とされる機能を有した施設（再編後の豊房小学校）を有効活用し、現代社会の教育課題とされる「不登校児の増加」・「特別な支援を要するこどもの増加」に対する支援機能を強化します。 (不登校支援機能) ・児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じた適切な支援や、働き掛けができる環境を整備します。(学びの多様化学校の設置検討含む) (発達支援機能) ・発達に課題を持つ保護者・こどもに対する相談窓口、各種支援機能の情報を一元化した「センター機能」の設置について検討します。	教育総務課 社会福祉課	教育機関
82	学校再編により集約化した学校施設の環境充実 (館山市立小中学校再編計画／基本方針④)	安全安心で快適な教育環境を提供するため、投資の「選択と集中」の視点を持ち、集約化した学校施設の環境を充実します。 (ハード面) ・適切な時期に必要な施設改修（大規模改修）を目指します。 ・別教室（理科室・図工室など）へエアコンを設置し、近年の気候変動に対応した教育環境を提供します。 ・学童クラブの受入増加に対応するため、新たな施設改修・整備を行います。 (ソフト面) ・教職員の人的配置を強化し、学習・生活環境の充実を目指します。（少人数指導、学習支援員、スクールカウンセラーなど） ・タブレット端末など時代の変化に対応した教材備品や図書類などの充実を図ります。	教育総務課 こども課	教育機関
83	教育支援センターの運営	不登校児の学習機会を確保するため、コミュニティセンター内に教育支援センターの設置・運営を行います。	教育総務課	教育機関
84	マイスクールボランティア事業の推進	こどもたちの学習をより深く豊かにするため、地域人材の発掘やボランティアを派遣した教育活動の開発等、地域の教育力を生かした「開かれた学校づくり」を推進します。	生涯学習課	教育機関
85	小児生活習慣病予防検診の実施	生活習慣病の予防に向けて、小中学校の希望者を対象に生活習慣病予防検診を実施します。また、検診結果に基づき、保護者に対して生活習慣の改善に関する助言を実施し、児童生徒の健康増進を図ります。	健康課 教育総務課	教育機関
86	夏休み宿題大作戦	図書館・博物館が連携し、専門的な資料の提供	図書館	

事業番号	事業名	事業内容・方向性	担当課等	協働者
		やヒントを与えて、こどもの自主的な学びを支援します。	博物館	
87	子育て親子の図書館利用促進	毎週金曜日の午前中をキッズタイムとし、子育て中の保護者が周りに気兼ねなく本に親しむことができる環境を整えます。	図書館	
88	小中学校体験学習の実施	学校での指導や職場体験学習を通じ、豊かな人間性や社会性を育みながら、変化の激しい社会の中で、たくましく生きる力を育成します。	教育総務課	教育機関 民間事業者
89	通級教室の実施	ことばの指導（発音など）が必要な幼児、児童生徒に専門指導者が通級指導を実施します。また、専門の指導者の養成とともに、通級指導業務の充実を図ります。	教育総務課 こども課	教育機関



(2) 多様な学習機会の提供

【施策の主な方向性】

- ◆家庭・学校・地域が連携して自然体験などを通じた多様な学習活動の充実に努めます。
- ◆スポーツ活動による心身の健全育成を図るため、地域の各種活動に対する支援に努めます。

事業番号	事業名	事業内容・方向性	担当課等	協働者
90	子ども市民大学の開催	学校・家庭及び地域社会の連携のもとに、子どもたちの学習、スポーツ及び文化活動を総合的に提供するためのコースを設定し、市内小学生を対象にした子ども市民大学を展開することで、館山市の将来を担う子どもたちの創造性あふれる人間としての成長をサポートしていきます。	生涯学習課	
91	図書の貸出・紹介相談の実施・おはなし会の開催	子どもたちに本のすばらしさを伝え、読むことの楽しさを体得できるよう、図書の貸出・紹介・読書相談・おはなし会等を実施します。子どもや親の「知りたい」「調べたい」という気持ちにこたえるため、資料・情報を提供します。	図書館	市民
92	放課後子ども教室の開催	市内の小中学校区において、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流ができる放課後子ども教室を平日の放課後、小学校の施設を活用して実施します。学童クラブと連携を図り、一体的な運営を推進します。	生涯学習課	市民
93	ふるさと学習教室・青少年対象講座の開催	ふるさと学習の推進を図るため、小学生を対象に、市の自然・人・もの等に関する体験学習を実施し、館山を愛する子どもを育みます。	生涯学習課 中央公民館	市民
94	農業を通じたこどもの健全育成	収穫体験、農業体験、校外学習の場を提供する農業者、農業団体の育成に努め、家族や子どもが農業に親しむ環境づくりを行い、農業を通じたこどもの健全育成を図ります。	農水産課	農業者 農業団体
95	子ども会の支援	育成者講習会、研修会、育成者情報交換会などを実施し子ども会を支援します。	生涯学習課	市民
96	スポーツ・レクリエーション活動の振興	各種スポーツ大会、教室の開催や、団体への助成を行います。 ・スポーツ少年団の支援 ・総合型地域スポーツクラブの育成事業 ・剣道大会、寒中水泳大会、若潮マラソン大会等の開催 ・一流選手に学ぼう！水泳教室、一流選手に学ぼう！バレーボール教室等の開催	スポーツ課	市民

(3) 家庭や地域の教育力の向上

【施策の主な方向性】

- ◆元気な広場や公民館等で、こどもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供や子育て支援講座を開催するとともに、親子間、世代間の交流促進に努めます。
- ◆地域の教育力の向上を目指し、コミュニティ活動の支援を行います。

事業番号	事業名	事業内容・方向性	担当課等	協働者
97	家庭教育学級の開催	親などを対象に幼稚園、こども園、小学校単位で家庭教育に関する学習の場として家庭教育学級を開催します。また、情報交換の場として学級交流会を開催します。	中央公民館 教育総務課	教育機関 市民
98	家庭教育学級共同学習会の開催	保育園・こども園・幼稚園・小学校の保護者を対象に子育てに関する知識を深めるため専門家による講演会や、保護者だけでなく世代を超えた家庭教育セミナーを開催します。	中央公民館	教育機関 市民
99	子育て支援講座、「育児相談」の開催	親の孤立や悩みの軽減を図り、心にゆとりを持って子育てができるよう、「館山市元気な広場」などを会場に、保護者と乳幼児を対象に子育て支援講座・育児相談を開催します。また、親子の触れ合いを通して、絆を深める機会となる講座を保護者と児童を対象に開催します。	健康課 こども課 中央公民館	教育機関 市民 指定管理者
100	こどもの心のケアに関する講座	「元気な広場」において保護者向けに防災や災害時のこどもの心のケアなどに関する講座を定期開催します。	こども課	指定管理者
101	親子対象「たてやまワクワク探検隊」の開催	小学生の親子を対象に、親子で自然、文化歴史、農業などの体験をする「たてやまワクワク探検隊」を開催します。	中央公民館	教育機関 市民
102	世代間交流	シニア世代の協力を得ながら世代間の交流を促進し地域の子育て力を高める取組を行います。	中央公民館	市民 指定管理者
103	コミュニティ事業への支援	地域における市民のふれあい及び快適な生活環境の確保を図り、コミュニティを醸成するため、コミュニティ活動や地区コミュニティ施設整備に対する補助を実施します。	市民協働課	

(4) 次代の親の育成

【施策の主な方向性】

- ◆結婚や出産、子育てについて、学び、考えることができるよう中学生と乳幼児のふれあ
う機会を提供していきます。

事業 番号	事業名	事業内容・方向性	担当課等	協働者
104	思春期ふれあい体験学習 の実施	中学生と乳幼児とのふれあい体験や妊婦体験 などを実施し、命の尊さを知り、健全な父性、 母性の育成を図ります。	教育総務課 健康課	教育機関



基本目標5 こどもが育つ安全安心の環境づくり

- | |
|---------------------|
| (1) こどもの安全確保 |
| (2) こどもの健やかな成長の支援 |
| (3) こどもを取り巻く環境改善の推進 |
| (4) 子育てに配慮した生活環境の充実 |

【現状と課題】

- こどもは災害や犯罪、交通事故の被害者になりやすく、警察、保育園、幼稚園、こども園、学校、関係団体等との連携・協力体制の強化を図りながら、意識啓発やハード面での予防対策などにより、安全・安心のまちづくりを推進していくことが求められます。
- 小5・中2へのアンケート調査からはヤングケアラーの可能性のある児童・生徒が見受けられました。実態把握に努めるとともに、必要な支援について検討していくことが求められています。
- 乳幼児を連れた保護者が安心して外出するためには、授乳やおむつ替えを無料で利用できるスペースの確保が必要です。本市では、「赤ちゃんの駅」事業や、県の「子育て応援！ チーパス」事業が普及していますが、さらなる充実へ向けて意識の啓発等を行っていく必要があります。
- 子ども・子育て支援制度が目指す社会全体でこどもを育てる社会構築のため、地域ぐるみでの子育て支援を推進する必要があります。しかし、近年、子ども会や地域の行事等から距離を置いている家庭も増えています。その背景として、共働き家庭の増加などの家庭状況の変化が考えられ、地域と子育て家庭の関わり方について支援のあり方を検討していくことも必要です。
- 子育ては本来、日々成長するこどもの姿を見て、親も親として成長していくという喜びや生きがいをもたらすものです。そして、その親子の成長する姿を見守ることによって、高齢者など子育ての当事者ではない住民にも喜びや生きがいをもたらします。世代を超えてこどもを温かく見守り、生涯を通して楽しく子育てのできるまちを目指すためには、行政や事業者によるサービスの提供のみならず、市民一人ひとりが子育てについて考えていくことが重要です。

(1) こどもの安全確保

【施策の主な方向性】

- ◆こどもたちを交通事故から守るため、関係機関と連携して学校や地域における交通安全教室の開催や指導体制の充実、交通安全意識の啓発に努めます。
- ◆こどもたちが犯罪等の被害に遭わないよう、地域防犯体制の充実に努めます。
- ◆こどもたちを各種災害から守るため、地域防災体制の充実に努めます。

事業番号	事業名	事業内容・方向性	担当課等	協働者
105	交通安全指導体制の強化	こどもたちや保護者への交通安全指導及び啓発活動を推進します。交通安全指導、及び啓発活動等を実施している、館山交通安全協会及び館山地域交通安全活動推進委員協議会へ活動費の補助や、館山市交通指導員による登校指導を実施します。	市民協働課	関係機関
106	警察と学校等の関係機関との情報交換・連携	こどもたちの安全確保のため、警察と学校、地域等の関係機関との情報交換や連携した取組を進めます。	市民協働課 教育総務課	警察 教育機関 関係機関
107	防災体制の充実	常備消防、消防団及び自主防災組織の強化を図ります。常備消防については、安房郡市広域圏市町村事務組合消防費負担金を支出し、消防団については、消防車両の更新整備などにより消防力の強化を図ります。 自主防災組織の強化については、自主防災組織の結成を促すとともに、防災訓練の実施、防災備品の購入について支援します。	危機管理課	市民 関係機関 関係団体
108	防犯体制の充実	町内会への防犯灯設置に対する補助や、小学生に防犯ブザーを配布するため、防犯事業を実施する機関へ活動費を補助します。	市民協働課	市民 関係機関

(2) こどもの健やかな成長の支援

【施策の主な方向性】

- ◆児童生徒が非行に陥らないように取り組みます。
- ◆こどもたちが引きこもりに陥ることのないよう、引きこもりの実態把握に努めるとともに、本人や家族が気軽に相談できる体制づくりに努めます。
- ◆ヤングケアラーの実態把握に努めるとともに、ヤングケアラーへの支援に取り組みます。
- ◆こどもたちが孤立・孤独・絶望から自死に至ることがないように、自殺対策に取り組みます。

事業番号	事業名	事業内容・方向性	担当課等	協働者
109	非行防止対策の推進	市内の各学校と連携し、児童生徒が非行に陥らないように取り組みます。 【地域福祉計画（再犯防止計画）P92 参照】	社会福祉課 教育総務課	
110	孤立・孤独の解消、引きこもりの方への支援	孤立・孤独・引きこもりの実態把握に協力し、本人や家族が気楽に相談できる体制の整備に連携します。 【地域福祉計画 P54 参照】	社会福祉課	
111	ヤングケアラーへの支援	市内の各学校と連携し、ヤングケアラーの実態把握と負担軽減に取り組みます。 【地域福祉計画 P53 参照】	社会福祉課 教育総務課 子ども課	
112	こども・若者の自殺防止	市自殺対策計画を確実に推進し、命を大切にする取り組みを強化します。 【地域福祉計画 P55 参照】	社会福祉課	

(3) こどもを取り巻く環境改善の推進

【施策の主な方向性】

- ◆地域の連携によりこどもの非行などの問題行動の予防や対応、こどもを取り巻く環境対策に取り組みます。

事業番号	事業名	事業内容・方向性	担当課等	協働者
113	社会を明るくする運動の展開	犯罪のない明るい社会を築くため、キャンペーン等による啓発を実施し、草の根運動を展開します。	社会福祉課	市民
114	防犯活動の促進	警察や防犯協会等の関係機関と連携を図り、地域内での啓発活動や通学路の見回り活動等を促進し、犯罪予防に努めます。	市民協働課	市民

(4) 子育てに配慮した生活環境の充実

【施策の主な方向性】

- ◆こども及びこども連れの保護者等が安全・安心に過ごすことができる施設や設備の充実及び環境の改善や維持に努めます。

事業番号	事業名	事業内容・方向性	担当課等	協働者
115	バリアフリー化の推進	道路整備や改修に合わせて、歩道の確保や段差の解消を推進します。	各施設所管課 都市計画課 建設課	民間事業者
116	こどもが過ごす環境の整備及び充実	こどもたちを取り巻く自然が豊かであるよう環境美化及び啓発活動等を促進します。	観光みなど課 環境課	市民
117	子育てにやさしい事業所制度の導入	県や関係機関と連携し、託児スペースや赤ちゃんの駅、親子連れ客に特典を設けるなど、店独自の子育て支援制度の実施による子育て環境の充実を促進していきます。また、県で実施する「子育て支援！ チーパス事業」の活用促進に努めていきます。	こども課 雇用商工課	民間事業者 市民 関係団体



第5章 子ども・子育て支援サービスの見込み量及び確保策

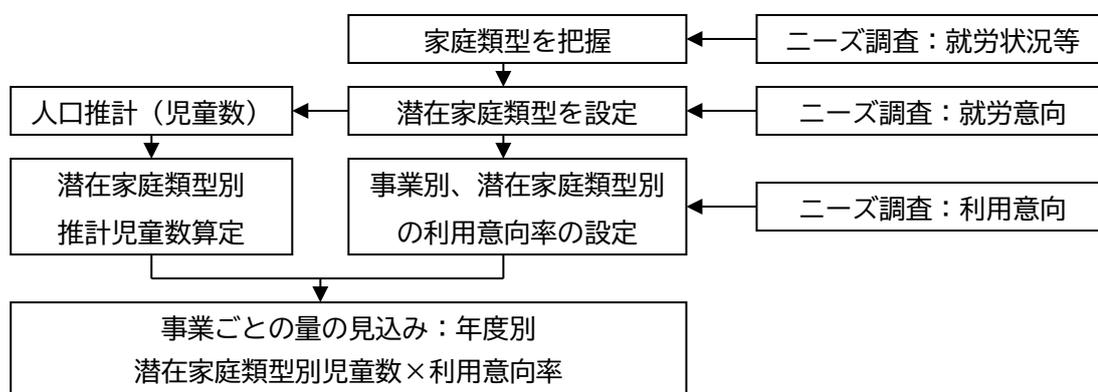
子ども・子育て支援サービスの見込み量については、国の示した「量の見込み」算出等の手引き及びワークシートを用いて、令和6年2～3月実施のニーズ調査結果から算出しました。

ただし、国の示す方法は、市町村子ども・子育て支援事業計画における見込み量の標準的な算出方法を示すものであり、より効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではないとされているため、本市の実情を鑑み、一部補正を行ったものを見込み量としています。

主な手順は以下のとおりです。

- ・ ニーズ調査対象者の家庭を、保護者の就業状況にもとづく家庭類型に分類します。
- ・ 各事業における家庭類型ごとの利用意向率を把握します。
- ・ 各年度の人口を推計します。
- ・ 各年度の推計児童数に家庭類型ごとの利用意向率を乗じて、「幼児期の学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の需要量の見込みを算出します。

【量の見込みの算出とニーズ調査の関係】



【家庭類型の種類】

タイプ分類	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（就労時間：月120時間以上+下限時間 [※] ～120時間の一部）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（就労時間：月下限時間未満+下限時間 [※] ～120時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム（就労時間：双方が月120時間以上+下限時間 [※] ～120時間の一部）
タイプE'	パートタイム×パートタイム（就労時間：いずれかが月下限時間未満+下限時間 [※] ～120時間の一部）
タイプF	無業×無業

※本市では保育下限時間を64時間としている。

1 幼児期の学校教育・保育の見込量及び確保策

(1) 見込量

市内における幼稚園、こども園、保育園の利用者数の見込みは、以下のとおりです。

①幼稚園・認定こども園短時間児

(人)

人数		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み		243	238	231	225	224
	1号認定（3歳以上保育の必要性なし）	152	149	145	141	140
	2号認定（3歳以上幼稚園の利用希望が強い）	91	89	86	84	84

②保育園・認定こども園長時間児

(人)

人数		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み		592	582	568	554	548
	2号認定（3～5歳、保育所等利用希望者）	337	330	321	312	311
	3号認定（0歳）	60	59	58	57	56
	//（1歳）	94	93	91	89	87
	//（2歳）	101	100	98	96	94

(2) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

幼稚園、こども園、保育園の見込量に対する確保方策を以下のとおり設定します。

1号認定、2号認定については、不足は生じないと想定されます。また、3号認定については、高いニーズが見込まれますが、年度途中の0歳児入所を想定したとしても、定員を下回ることが想定されます。

令和7年度の量の見込みと確保方策

単位（人）	1号認定 （3～5歳）	2号認定		3号認定		
		学校教育希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	152	91	337	60	94	101
②確保方策	特定教育・保育施設	407		72	121	130
	企業主導型保育施設 （地域枠）			1	1	1
	合計	407	529	73	122	131
過不足②-①	255	101		13	28	30

※3号認定の1、2歳の確保方策は計算上年齢別に分けたもの

令和8年度の量の見込みと確保方策

単位 (人)	1号認定 (3～5歳)	2号認定		3号認定		
		学校教育希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	149	89	330	59	93	100
②確保方策	特定教育・保育施設	407	508	72	121	130
	企業主導型保育施設 (地域枠)		1	1	1	1
	合計	407	509	73	122	131
過不足②-①	258	90	14	29	31	

令和9年度の量の見込みと確保方策

単位 (人)	1号認定 (3～5歳)	2号認定		3号認定		
		学校教育希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	145	86	321	58	91	98
②確保方策	特定教育・保育施設	407	488	72	121	130
	企業主導型保育施設 (地域枠)		1	1	1	1
	合計	407	489	73	122	131
過不足②-①	262	82	15	31	33	

令和10年度の量の見込みと確保方策

単位 (人)	1号認定 (3～5歳)	2号認定		3号認定		
		学校教育希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	141	84	312	57	89	96
②確保方策	特定教育・保育施設	407	488	72	121	130
	企業主導型保育施設 (地域枠)		1	1	1	1
	合計	407	489	73	122	131
過不足②-①	266	93	16	33	35	

令和11年度の量の見込みと確保方策

単位 (人)	1号認定 (3～5歳)	2号認定		3号認定		
		学校教育希望強	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	140	84	311	56	87	94
②確保方策	特定教育・保育施設	407	488	72	121	130
	企業主導型保育施設 (地域枠)		1	1	1	1
	合計	407	489	73	122	131
過不足②-①	267	94	17	35	37	

※3号認定の1、2歳の確保方策は計算上年齢別に分けたもの

(3) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

①幼児期の学校教育・保育の一体的提供に関する取組

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもので、かつ乳幼児期の発達には連続性を有するものであることから、子どもの健やかな育ちのためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが必要です。

公・私立の保育園、幼稚園、こども園の入所児童については、幼保交流教育・小学校児童との交流等に努めています。公・私立の保育園、幼稚園、こども園の職員の連携については、合同研修等、交流の機会を設けています。

②幼児期の学校教育・保育の推進

引き続き、職員の連携及び保育園・幼稚園・こども園・小学校間の連絡・交流事業を推進するとともに、国や県の動向を注視しながら、幼児教育・保育の専門的知識・技能に基づき助言その他の支援を行う指導主事等の配置について検討していきます。

また、園児数の減少などにより、望ましい集団を維持できない小規模幼稚園について、こども園化や統廃合、預かり保育等の機能強化などを検討し、保育環境の向上に努めます。

さらに、障害児・外国につながる幼児など特別な支援が必要な幼児や家庭が利用する際には、関係機関で連携し、適切な対応に努めます。

③子育てのための施設等利用給付の実施にあたって

公正かつ適正な支給の確保を図り、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案した円滑な給付の実施に努めるとともに、市民への相談・情報提供等の充実に努めます。

また、対象となる施設からの申し出があった場合、必要に応じて、県との連携を図っていきます。

2 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保策

(1) 利用者支援事業

【事業内容】

子どもやその保護者、又は妊娠している人などが、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供をし、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

【確保の内容】

基本型として、こども課で子育てコンシェルジュを複数配置します。また、こども家庭センター型として、令和7年度よりこども家庭センターを設置します。

	区分	推 計 値				
		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	基本型	2人	2人	2人	2人	2人
確保の内容 (実施施設)	子育てコンシェルジュを配置					

	区分	推 計 値				
		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容 (実施施設)	こども家庭センターを設置					

【見込量算出の考え方】

設置か所数を見込みとした。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で行う事業です。

【確保の内容】

子育て親子の交流や相談、情報提供や世代間の交流を通じて子育ての不安解消を目的とし、元気な広場を中心に、引き続き、親子の交流の場を提供していきます。

市民、指定管理者、市が協働で、市民ニーズに沿ったイベントや講座、相談等の事業を展開し、親子が安心して利用できる癒しの空間の提供に努めるとともに、子育て支援のネットワーク形成を図ります。また、出張子育てひろばについても市民のニーズにあった開催場所や方法を検討し、開催していきます。

	推 計 値				
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	延 17,768 人	延 17,676 人	延 17,370 人	延 16,941 人	延 16,573 人
確保の内容 (実施場所)	1 か所 〔3 か所〕				

※ □ 内は、出張子育てひろば。

【見込量算出の考え方】

◆国のワークシート

元気な広場を「利用している」、「利用していないが利用したい」と回答した方の家族類型ごとの利用又は希望割合と、その平均日数を利用意向率とし、0～5歳児の推計人口に乗じた。

(3) 妊婦健康診査

【事業内容】

妊婦が妊娠期間中に必要な医学的検査が受けられるよう、母子健康手帳交付時に受診票を配布し、14回分（多胎の場合は16回）の健診費用を助成します。

【確保の内容】

安全で安心な出産のために、引き続き14回（多胎の場合は16回）の助成を推進していきます。

	推 計 値				
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	延2,716件	延2,660件	延2,576件	延2,520件	延2,492件
確保の内容	実施場所：医療機関及び助産院				

【見込量算出の考え方】

◆推計人口

各年の0歳児（≒妊婦数）の推計人口に、健診回数を乗じた。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業内容】

生後4か月までの乳児がいる全家庭を保健師又は保健推進員が訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や助言を行います。

【確保の内容】

生後4か月までの乳児のいる全家庭に対し、実施します。

	推 計 値				
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	194人	190人	184人	180人	178人
確保の内容	実施機関：館山市健康課（委託も含む）				

【見込量算出の考え方】

◆推計人口

全戸訪問と考え、0歳児の推計人口を見込量とした。

(5) 養育支援訪問事業等

【事業内容】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援や、育児・家事援助等を行う事業です。

【確保の内容】

国の基準に応じた事業の実施予定はありませんが、乳児家庭全戸訪問事業等で支援が必要な家庭を把握し、個別に支援を継続することで対応していきます。

(6) 子育て短期支援事業

【事業内容】

短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。ショートステイは、保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において原則として7日以内の養育・保護を行う事業です。トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。

【確保の内容】

委託先の確保を含め、実施体制の整備に向けた検討を進めます。

	推 計 値				
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	延 54 件	延 53 件	延 52 件	延 50 件	延 49 件

【見込量算出の考え方】

◆国のワークシート

泊りがけの預かりにおいて、「短期入所生活援助事業」を利用した人及び「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人の家族類型ごとの割合と、その平均日数を利用意向率とし、0～5歳児の推計人口に乗じた。

(7) 一時預かり事業（幼稚園型・一般型）

<幼稚園型>

【事業内容】

幼稚園又はこども園について、通常の教育時間終了後に一時的に預かる事業です。

【確保の内容】

本市では、公立のこども園3園と、幼稚園1園、私立のこども園1園において預かり保育を実施しています。

		推 計 値				
		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	1号認定	延 1,969 人	延 1,930 人	延 1,874 人	延 1,825 人	延 1,815 人
	2号認定	延 21,785 人	延 21,349 人	延 20,730 人	延 20,185 人	延 20,076 人
	計	延 23,754 人	延 23,279 人	延 22,604 人	延 22,010 人	延 21,891 人
確保の内容 (実施場所)		5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

<一般型>

【事業内容】

乳幼児について、主に昼間に保育園その他の場所において、一時的に預かる事業です。

【確保の内容】

令和7年度より認定こども園 OURS 館山において実施します。

		推 計 値				
		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	一時預かり事業	延 3,650 人	延 3,597 人	延 3,507 人	延 3,417 人	延 3,365 人
確保の内容 (実施場所)		私立こども園1か所				

【見込量算出の考え方】

◆国のワークシート

1号認定は、幼稚園希望者で不定期の一時預かり事業を利用したいと回答した人と、その平均日数を利用意向率とし、幼稚園入園者見込みに乗じた。

2号認定は、2号認定の幼稚園希望者が毎日預かり保育を利用することを想定。

一般形は、一時預かり事業の利用希望割合と、その希望平均日数を、推計人口に乗じた。

(8) ファミリー・サポート・センター事業

【事業内容】

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人（おねがい会員）と、援助を行うことを希望する人（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

【確保の内容】

ファミリー・サポート・センター事業は、元気な広場を拠点に実施しています。現状の体制を維持するとともに、利用方法を検討していきます。

		推 計 値				
		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	ファミリー・サポート・センター	延 81 人	延 76 人	延 72 人	延 68 人	延 64 人
確保の内容 (実施場所)		館山市ファミリー・サポート・センター				

【見込量算出の考え方】

◆実績値からの推計

利用実績を参照し、推計人口に乗じた。



(9) 延長保育事業

【事業内容】

通常の保育時間である 11 時間を超えた開所時間で保育を行う事業です。

【確保の内容】

館山教会附属保育園、聖アンデレ保育園、認定こども園 OURS 館山で 11 時間以上の預かりを実施しています。現状の体制を維持します。

	推 計 値				
	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	40 人	39 人	38 人	37 人	37 人
確保の内容 (実施施設)	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

【見込量算出の考え方】

◆国のワークシート

保育園、こども園希望者で 11 時間の保育を希望した家族類型ごとの割合を利用意向率とし、保育園・こども園の見込量に乗じた。



(10) 病児保育事業

【事業内容】

子どもが発熱等の急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業です。

【確保の内容】

本市では、亀田ファミリークリニック館山内にある病児・病後児保育室「こがめちゃん」で病児・病後児保育事業を実施しています。1日当たり定員6人の体制を継続します。また、令和7年度より認定こども園 OURS 館山にて、在園児を対象とした、体調不良児対応型を実施します。

	推 計 値				
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	延 1,705 人	延 1,683 人	延 1,644 人	延 1,602 人	延 1,580 人
(体調不良児対応型)	延 525 人	延 517 人	延 504 人	延 492 人	延 484 人
確保の内容 (実施場所)	2 か所				

【見込量算出の考え方】

◆国のワークシート

病児・病後児の発生頻度と利用意向日数を算出し、推計人口に乗じた。



(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童対策の推進）

【事業内容】

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

共働き家庭など留守家庭のおおむね 11 歳未満の児童に対して、学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

放課後子ども教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子ども達に勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流の機会を提供する事業です。

【確保の内容】

本市では、公設 7 か所、民設 1 か所の学童クラブがあります。また、市内全ての小学校区（10 か所）で放課後子ども教室を実施しています。

見込みは、定員を下回ることが見込まれます。なお、今後の学校再編に伴う学童クラブの合併において、学童クラブの数は減少する予定ですが、定員の拡大を図ることから、潜在的なニーズが顕在化することで利用者数が増加する見込みとしています。

共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、学童クラブを設置する小学校区において、放課後子ども教室との連携を図り、一体的な実施に努めます。

また、小学校ごとの協議会等においては、プログラム内容、実施日や余裕教室の活用方法、さらに、放課後活動の実施にあたっての責任体制等について、定期的な情報交換の場となるよう、その役割について検討します。

さらに、障害児など特別な配慮が必要な児童が利用する際には、関係機関で連携し、適切な対応に努めます。

	推 計 値				
	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	405 人	409 人	469 人	469 人	469 人
1 年生	130 人	131 人	151 人	151 人	151 人
2 年生	117 人	118 人	136 人	136 人	136 人
3 年生	96 人	97 人	111 人	111 人	111 人
4 年生	47 人	48 人	55 人	55 人	55 人
5 年生	10 人	10 人	11 人	11 人	11 人
6 年生	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
確保量（定員）	410 人	415 人	495 人	495 人	495 人
確保の内容	8 か所	7 か所	4 か所	4 か所	4 か所

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を踏まえ、幼稚園、保育園、認定こども園等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保の内容】

新制度に未移行の幼稚園に在園する低所得世帯を対象に副食費の一部を補助しています。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業内容】

幼稚園、保育園、認定こども園等について、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用といった観点から、調査研究及びその設置・運営を促進するための事業です。

【確保の内容】

本市では、野外保育を実施する「森のようちえんはっぴー」の利用者を対象に、保育料の一部を補助しています。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【確保の内容】

今後、ニーズに応じて検討していきます。

(15) 児童育成支援拠点事業

【事業内容】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【確保の内容】

今後、ニーズに応じて検討していきます。

(16) 親子関係形成支援事業

【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

【確保の内容】

今後、ニーズに応じて検討していきます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【確保の内容】

母子健康手帳の交付、妊娠8か月頃、新生児訪問の機会に面談を実施し、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じた必要な支援につなげます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数	192	188	182	178	174
	1組当たり 面談回数	2.06回	2.06回	2.06回	2.06回	2.06回
	面談実施 合計回数	396回	387回	375回	367回	358回
確保方策		館山市こども家庭センターおよび健康課				

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業内容】

全ての子どもを育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

【確保の内容】

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を実施します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み（延べ人日）	4人日	4人日	4人日	4人日	4人日
	確保方策（延べ人日）	0人日	4人日	4人日	4人日	4人日
1歳児	量の見込み（延べ人日）	6人日	6人日	6人日	6人日	6人日
	確保方策（延べ人日）	0人日	6人日	6人日	6人日	6人日
2歳児	量の見込み（延べ人日）	4人日	4人日	4人日	4人日	4人日
	確保方策（延べ人日）	0人日	4人日	4人日	4人日	4人日

(19) 産後ケア事業

【事業内容】

出産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。助産師等の専門スタッフが、宿泊や日帰り、訪問で、母体の休養及び体力の回復、母体と乳児のケア、育児に関する指導等を行います。

【確保の内容】

医療機関及び助産院の5か所に産後ケア事業を委託しています。現状の体制を維持します。

	推 計 値				
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	24人日	24人日	23人日	22人日	22人日
確保の内容 （実施場所）	医療機関及び助産院（委託）				

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進にあたっての役割分担と連携

(1) 連携による施策の推進

計画の推進にあたっては、全ての市民が、子育てを社会全体の問題として認識し、関与していくことが重要です。

保育園、幼稚園、こども園、企業をはじめ、社会全体で子育てに関わっていくという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて市民の理解を深め、連携・協力を図るよう努めていきます。

また、子育て支援サービスについては、多様化した市民ニーズにきめ細かく対応していくためには、行政側から一方的にサービスを提供するだけでは困難です。

本計画に関わる多くの事業は、人と人とのふれあいや、様々な人たちとのかかわりが重要な要素であることから、子どもを含む市民やNPO、地域団体などの各種関係主体と連携し、施策を推進していきます。

(2) 庁内における推進体制の充実

本計画における施策・事業は、保健・福祉関係部門、教育関係部門など、様々な部門に及びます。

市民に効率的かつ効果的なサービスを提供するため、関係各部門の役割分担と連携により、施策の効果的な推進を図ります。

2 計画の評価・改善・進行管理

本計画の施策・事業の実施にあたっては、国や県をはじめとする関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に対応しながら、限られた財源の中で、必要な施策・事業の優先度を慎重に見極め、着実に推進するよう努めていきます。

このため、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の実施状況について、定期的に進捗状況の確認や対策検討、課題の検討等を進めていきます。進捗の状況については、子ども・子育て会議に諮るとともに、市民に対し、市のホームページ等を活用して公表し、周知を図ります。

1 館山市子ども・子育て会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、館山市子ども・子育て会議の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 子ども・子育て支援法第77条第1項及び館山市附属機関設置条例に基づき、館山市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(掌握事務)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について協議し、必要に応じて市長に意見を述べることができる。

(1) 次世代育成支援対策行動計画の評価・検証

(2) 教育・保育施設や地域型保育事業等の定員設定に関する事

(3) 「子ども・子育て支援事業計画」に関する事

(4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項、実施状況の調査など

(定数及び任期)

第4条 子ども・子育て会議は、市長が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

2 委員の任期は2か年とし、市長が委嘱した年度の翌年度末までとする。ただし、欠員等が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残留任期とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(事務局)

第7条 子ども・子育て会議の事務を処理するため、教育委員会教育部こども課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮り別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年8月22日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる子ども・子育て会議は、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 館山市子ども・子育て会議委員名簿

区分	所属団体等	氏名	備考
子育てに関する 地域団体関係者	コーラル・アクト	齋藤 勢津子	
保健福祉関係者	館山市民生委員児童委員協議会	中島 光子	
	館山教会附属保育園	石井 初江	
	館山市保健推進協議会	中村 美千子	
	社会福祉法人安房広域福祉会 児童デイセンター こすもす	押元 昇	
企業関係者	イオンタウン館山	藤永 忠史	令和5年度
		高橋 陽子	令和6年度
	館山商工会議所	田中 明美	
	社会福祉法人太陽会安房地域医療 センター ひまわり保育室	清宮 悦子	
教育関係者	館山市青少年相談員連絡協議会	鈴木 健一	
	館山市小中学校長会	吉井 典之	
	学校法人館山白百合学園	石垣 徹	
知識経験者	館山市元気な広場	石渡 秀嗣	
	館山市議会議員	鈴木 ひとみ	
住民代表	幼稚園保護者(公募)	古谷野 薫	
	子育て経験者・保育士経験者 (公募)	土岐 明美	

3 計画策定の経過

年 度	月 日	事 項	内 容 (計画策定に直接関係する内容のみ)
令和5年度	1月10日	令和5年度第2回子ども・子育て会議	○第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について (ニーズ調査のアンケート内容について)
	2月22日 ～ 3月4日	子育て支援に関するニーズ調査の実施	○市内在住の就学前児童のいる保護者1,029世帯、同じく小学生児童のいる保護者951世帯を対象として実施 ○有効回収率は、就学前児童保護者では69.8%、小学生保護者では74.1%
令和6年度	6月4日 ～ 14日	こどもの意見聴取	○市内小学校の5年生と中学校の2年生を対象として実施 ○有効回収率は、小学5年生では93.9%、中学2年生では25.0%
	7月29日	令和6年度第1回子ども・子育て会議	○令和5年度子ども子育て支援事業実施状況について ○第3期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の結果報告
	9月24日	令和6年度第2回子ども・子育て会議	○第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について ・現行計画の評価・点検結果の報告 ・目標事業量及び計画骨子案の検討
	12月2日	令和6年度第3回子ども・子育て会議	○『(仮称)館山市こども計画』素案の検討
	12月26日 ～ 1月27日	パブリックコメント	・計3人から7件の意見提出
	2月14日	令和6年度第4回子ども・子育て会議	○館山市こども計画に関するパブリックコメントへの意見集計結果報告 ○館山市こども計画の最終案について

たてやまっ子 元気プラン
-館山市こども計画-
第1期計画

発行：館山市教育委員会教育部こども課
〒294-8601 千葉県館山市北条 1145-1
TEL：0470-22-3496 FAX：0470-23-3115